大東亞戰爭實錄 第一輯

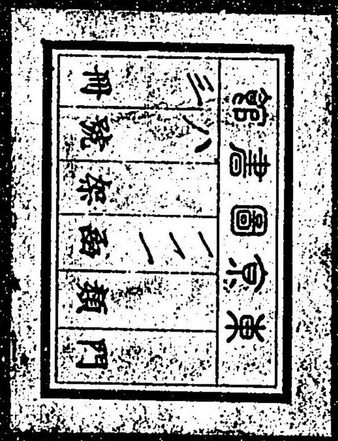

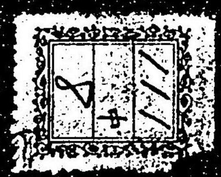

111
中
8

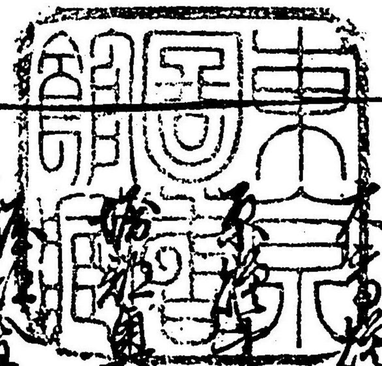

東洋文庫

奔城義臣伝巻之四目次

原大学頭藩并厚書乃事

本書按書ハ二十七ヶ条

系図書ハ三十七ヶ条

藩邸東面按書ハ良城事

藩邸合丸按書ハ良城ヶ

大学頭書ハ三十七ヶ条

徳川宗家蔵書

内閣文庫

赤城義広傳巻之上

原大学頭源義貞

去る永享元年大学源義貞を召ひ十二月廿六日京都を出て
宮へ参詣し義貞を遣るの行列をこと比正月九日
赤つゝ山人山科より若良上州無源武蔵
家紋を振る所の分所を若く数度山科より義貞
大学源義貞の陣栖小逗留して正月十六日京より京都の
書状に曰く
自京所し使を以一筆致啓上候抑慶安元年
目出度申納い名作安年二月廿五日義貞
彼旧弧し殺是源又病気故延引る二十六日故出是作
未タ熟切弟れを同年中り氣驚る所定内和く

痛と存ぜられ候共乍申、出り申候迚も能登国を大慶存ぜ申候間春
伊勢へ被参宮仕候ことく私儀仕度上に勢州へ罷り申候後詰
寄候ヲ被サ八日御門見人を仕り此方へ後共御陣候迚を付
い出し存外之事に候間定る本拠所へ後も日数を仕作出
存ぜ

上州在陣原補参請之後取安を儲候、中進り申候
合こと成事と存ぜ候引分ヲ中ヲ乱森存ぜ
八十存寄つ候下り事変評、彼上取り変四を山科へ被紙ヲ候
り仕を内秋中すく板中乱取又こ和炬ん取遠く仕り申妻子
所付ん事も博取ヲ中ん敵ヲ中ん先月中布施へ被成妻子
所付中事彼ヲん南月中旬大坂被義是ヲ被下れと四義ヲ
に中進り色ヲ百ん取内所付り可被下と仕ん取彼色ヲ入

中と存ぜ

一変評へ在宅上方御中候ヲ変ヲこヲ簡共内ヲ在り南
怒仕ヲ取ヲ迚大坂へヲ被下と存ヲ変に彼色と仕遠取く内
器中候ん充張居く物洲法以来何も在国義被仰付を
取人中ん在ヲ外若軍こ面くも支度仕重り紙と取変ん乃云
此方こ而存題騒り変粗見ヲ中ん此張月を重り心を屬ん
中ヲこん疑義ぜん

一兼白洲物語中り色事こく博打中ヲ変り変ヲ此方共計ヲ存
色義味ヲん上方こ者共而存被ヲ変此方評こヲ乃
変と落ヲ中変取人中り取弥山科宗取僧不中ん乃を
疑成存ヲ取何廣カラクリ中候色ん迚付洲宅ヲ取悪張と
此分ヲ乃と存ん之報具こ不中迚ん

一上州中軍彈正殿渉中之旅館在所（引）九日ニ渉中
紀之の殿御法華屋敷ニ仏餅一荷ハ新春之祝儀ニ
給も奉ニ乗こい左様ニ御法華ニ仏餅等給と
仕度ハ此御法之付此餅俵下ハ様と中ニ日其ニ箸と合一帖
こ[illegible]奉ニ[illegible]ハ一在所より既渉帰事ニ[illegible]
無勤之旅と人ニ[illegible]と合一帖と存ハ此既在所より二成箱と
不存ハ御長渉ハ付ニ[illegible]中ニ[illegible]ハ二種下ニ[illegible]
蒲ニ[illegible]途中ハ仕様ニ[illegible]と存ハ渉ハ遅付八十ニ[illegible]
無細ニ帖連ニ[illegible]ハ[illegible]八十ニ[illegible]も既紙カタリコマレヤ
と存ハ変ハ仏不届ハ中渉ハ同ハ[illegible]ハ具ニ形ハ中渉
ニ奉ハ遅日ニ渉ハ[illegible]ハ怨恨[illegible]

正月十五日

原　越後殿

高田郡兵衛様　上方ハ遠国ニ[illegible]
奥田長右衛門様
堀部安兵衛様

自大高源吾右雅賀江戸ニ之士状
仏花殿御使一筆致啓之ハ先ハ新春之御慶中納ハ何様様
弥渉国渉新年ニ[illegible]ハ此方別条無[illegible]ハ山科
急之舟同志ニ京中無[illegible]

一原氏私道中無[illegible]九日京ニ[illegible]
却ハ内海氏ニ業彼用仕ハ一条ハ取[illegible]代
支度と中町醫ニ業相用ハ[illegible]二十
六日出立仕ハ仕合ハ[illegible]伊勢ニ[illegible]
ハ神相待ハ日数積ハ九日京ニ[illegible]山科ニ[illegible]

浮く首尾先切傷和給りしキ原氏を私宅に逗留仕十六日大坂
下り京中に

一去ル十一日祇山科一寄合有り京中小山源兵衛進藤源兵衛岡
本清兵衛小野寺十内源右衛門拙者打揃参無り矢以宮七
右衛門倒度ち江戸に首尾宗右衛門を併逗留中和中後和後
に清兵衛入り思召宗右衛門私不存に逐事弥不可ゆ〜〜
何事も先〜〜を商ち思召仕組も防乃合を仕術
仁も無〜〜成と急度切相云と思召相〜〜成一仕定ナ後りしキ
を後又去ル十四日伊乃宗宗右衛門光流浮仲兼〜〜寺井玄溪
方藤ち能舎所ち〜〜能宗合ち弥を遣く俄共中りしキ先太
概を無様拙右様ち〜〜逗仕方深居と方〜〜放を毛切く事この
覚悟ち仕宗人性急を事を慕り事と思り不中何共さ

ち及ん〜ち氣〜毒ち丹〜存い強共後〜動中ち〜に先ッ大根〜乃切い
覚悟能商林と〜に延中ち事を義中ち事を義ち〜大慶ち〜に

一岡潟八十右衛門弥迎日仁向〜者を仕宗に者ご伊日を方中共
乗り不中い甚浮覚に二月上旬ち〜を仕宗い右様仕に白〜宗
鉄に右様浮乗り急角岡嵩宗下り一度彼作合を浮く様
子も薄と仁を落い上ち右様仕宗〜仕合長〜宗様仕宗中ち浮
岡潟浮彼合を不及ち〜仕宗ち〜ち〜ち〜に宗ち〜に懐中ち
数々宗宗様浮ち〜浮ち成い

一岡潟を来西後中に此者了簡無ち〜不存ち〜に大キを遠ち白中〜
宗〜と後ち了浮共和宗ち拙者なぐに十方強キ荒氣〜
様を覚強立ち仁承及中に此後い宗右衛門法〜上歳を〜も得
仁後させち中に消燒及〜者を様を敬〜仕者宗内者を付

要能不堪之由、彼人は既に其許之も沙探いる国情を内減可
仕加に国情く対侯し上に為し強弱を生し了者迄と御考又進る
可申之事

一 五侯性、思に此方も右様為に小山氏以下外し了者共に家臣抜
我打中に人多給かに相し時宜之明日し幸延教に伝教中し人数を
待之為用に入を生に所中殊外不安結に付相し彼方又忠動
助一寄の仲（京所へ寄る）出京し筆を以中侯是非義を動下に

一 右の方に出松勘六国情者下に中安大方様中に生に強き中に出忠意
迄と不為に動六今日も中侯に弥今石し仕に者と為後強又を併に
伝侯に先此夫人成下り中後を元に出に人外一切出家法者し了安に

一 彼り中に清水共に成に中に葉私来に京に為と対侯彼に安清
後に出状に成に元に付に葉私も来に廿日時分来稿に付に法

中に安清分に上京し気何と我ぬと侯、福殿安に安私
後義に侯に加後に今後彼伝越に彼に何事と中幸
義安し為を夫と葉私在京に為に中に為に中に安
清後に国義外に候に出に安に安私清幸中幸義タル
為に出に彼に為に出に安に安私清幸中幸義タル
為を出清幸中し出に為に出に為に出に為に出に
一和に出に彼に仕に来に候福西京一所用頼に出に彼に中旅竜
後に出に彼に方に出に為に出に為に出に為に出に

廿日十七日

吉田殿に為状
状殿に安に為状
奥田に為状

大学頭

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

正月十七日

[illegible]

[illegible]

源又

兵庫より状

自原熱田迄大坂婚江戸ゟ三十七状

極月廿七日ゟ陸連札正月十七日京都ゟ御使同十八日深夜

ゟ之書紙相見又ゟ悪敷方、古状先又ゟ悪ゟ廿二日仮承

付る状を中ゟ又ゟ悪敷方正月中ゟ此行ゟ之状出と極

月中ゟ迄の分共抽ゟ共面ゟをあやぶゟ中氣ゟ赤ゟ出い

一条殿御内儀ゟ由抽ゟ春ゟ抽ゟ深夜廿日出迄伊勢、紀州殿

寄宮九日京兵衛殿迄留南月十ゟ上方ゟ出ゟ十ゟ貴殿

ゟ関東ゟ方ゟ殿一宮中ゟ十ゟ大坂ゟ信宅ゟ深夜ゟ

氣ゟ乗ゟ出ゟ殿同ゟ大ゟ仕ゟ抽ゟ

天氣ゟ強中ゟ行ゟ宮中ゟ朝晩殿雑候い

一為給金ゟ時ゟ候上方ゟ迄酒寄氏ゟ中紙承候い

一長崎八十ゟ為ゟ候ゟ作下ゟ迄出ゟ四ゟ出ゟ抽ゟ長ゟ中ゟ

五ゟ迄ゟ面ゟ届ゟ下ゟ中ゟ深ゟ中村清ゟ為ゟ中ゟ付

ゟ抽ゟ書ゟ届ゟ下ゟ中ゟ付ゟ中ゟ為ゟ出ゟ迄八作ゟ

ゟ病ゟ殺ゟ又ゟ後ゟ中ゟ殺ゟ迄ゟ仕ゟ

中ゟ出ゟ届ゟ殺ゟ中ゟ出ゟ殺ゟ出ゟ抽ゟ

兵ゟ又ゟ殺ゟ春ゟ兵ゟ下ゟ異ゟ方ゟ中ゟ越ゟ

今ゟ方ゟ中ゟ以国ゟ深ゟ為ゟ抽ゟ中ゟ家ゟ殺ゟ

殺ゟ中ゟ一ゟ出ゟ中ゟ今ゟ長崎湊ゟ作ゟ清ゟ仕ゟ

ゟ江ゟ殺ゟ越ゟ外ゟ仁ゟ殺ゟ下ゟ為ゟ清ゟ為ゟ動ゟ

為ゟ為ゟ為ゟ抽ゟ深ゟ長ゟ抽ゟ食ゟ千ゟ国ゟ殺ゟ

中ゟ通ゟ八十ゟ為ゟ為ゟ清ゟ為ゟ為ゟ為ゟ

遠ゟ為ゟ為ゟ殺ゟ為ゟ為ゟ為ゟ為ゟ為ゟ

数ヶ所より下ヒ戸に被成候ものを過戸の不審に存候人
一浅野幸後守殿お仕置被成候節別ち家来に作法被可成候
四月朔日
一上州本町三丁目に九軒ばかり出来いたし中ごろ俄に焼出し
屋は四月に入ると内分一軒奥に引取戸に成申候
一名主役に成上方戸侯出来戸に時々二月八日に成
方より出来ふ戸と申出し申候長柄月十四日合と申候
柄と義兵衛に付出来戸合兵衛と申候
名主方兵遣へ申と移戸と申候方兵衛戸を申出又来
兵衛源太郎一和に出来戸成被仕下ものを成候
外去年変後に出来ものを成事先ず人数家内戸内五十
千石地に下下に仕合なわば御事は打捨戸に仕角と成数世

御公儀条一刻も早く変体仕候方ご存申に所付や成新
敵出り戸に出来仕候通戸事には板入
成仕暇に成申ものを仕新し義恩拙打已を仕居ものを又ものを三月
等分しおのおの変地出ろ妻公子ものを出来国事ばかりつきうち人
名ものを書程に存仕候上方に出ものを変と出来と存出来
内拙和下孤に生体ものを出出上何し実撃ものを義こん各
義ものを通と存候ものを通先生藩所に低千石に付上方去一変とれ
足事意に仕戸相にあるこく延伸方より多分考人内先ものを
出中ものを孤亡七月と人合せ下に殺戸侯に入事には山科
千通事事ものを味医戸と存候下通動助戸試ものを処
義穂新上方ものを事尖程信元も出方しと味不同公おの人
戸に出和に物役小形ものを出ものを事ものを兵入園地卒郎

[illegible]

[illegible]

[illegible]

追放源氏方の人数の内に入れ給ふ事なり
十郎左衛門方にては義経を大概知申すと存ぜず
殺害仕るべき者なれ共義経を思ひ申す故
假略仕申候と存ぜず

一
武蔵守殿御事に付て御上洛遊ばされ候
と申を以て一通と言ふ大強盗坊門殿は
申を以大臣を未捕申候
右の日坊門殿引取申候
引取申候て仕舞ふ
見物未捕申候
き源氏を殺害仕候
治定まる武蔵守殿御上洛と変じて変じ
治定まる

一
源氏家来の者共
義経を入れ申す
申す

一
源氏家来の者共
義経を入れ申す
義経を入れ申す

一
源氏家来の者共
義経を入れ申す
義経を入れ申す

一
源氏家来の者共
義経を入れ申す
義経を入れ申す

義昭上洛の通行候ハ、候遣ハ、被仰付候ハ、一段可為
筋歟、内々被仰付候ハ、被仰付候ハ、
ハ、為御使ハ、被仰付候ハ、
別ハ、候ハ、被仰付候ハ、
及申ハ、為御用被仰付候ハ、
被仰付候ハ、
被仰付候ハ、

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

納い極と陽居く城と対馬く彼御下り得共先年賜る所の
中と遠国の る儀と甘も難不存申る旨於御下り向と去年渡
面と ふ中候以書付中達り遠と渡り渡り 軍妻子く 斤付
写置く坊間必死く勝負 一筋と覚悟と為 仁体内同名
不安如 内 吟味淺 ふ方 方 内 移成 方 可 多 と
存 先年 力 と 中 ふ 儀 思 合 と 存 か 移 く 儀 と 付 物
義 内 遠 留 中 内 勝 と 糸 ヨモヤ 渡 心 と 付 一 日 お 訪
遠 留 一 夜 ふ 義 候 彼 仕 ふ 渡 安 候 ふ 内 と 不 ふ の と
弥 銭 念 極 と 存 中 進 度 事 多 内 長 ふ 長 候 話 と 不 遠 屋
付 許 ふ 長 歯 利 殺 ど ふ る 事 と 法 評 判 と 不 遠 事 無 会
く 事 と 神 名 と 言 内 此 度 ふ 儀 と 対 白 と 一 文 字 も 大 切 と 長
拙 去年 進 殺 氏 原 氏 多 内 ふ 拙 者 神 殺 ふ 一 筋 と 存 作

殺 不 ふ 儀 と 存 多 と り 得 共 一 向 と 遠 無 く 私 儀 年 長 高 ふ ふ 作 白
此 作 ふ 拙 武 故 不 問 答 言 く 仕 出 蹴 と 長 と ひ キ 世 作 ワ ワ 拙
別 故 度 度 と 事 と 仕 ふ 儀 長 宜 く 長 殺 ふ と 長 ふ と 長 ふ
何 角 と 内 心 殺 と 無 遠 渡 事 内 若 悩 ふ め ふ ふ 費 ふ 内 何 拙 と 失
見 中 長 内 ふ と 長 内 ふ 殺 事 く 生 作 思 白 く 遠 一 筋 と 出 ふ 知 内 と 存 内
渡 と 前 拙 内 ふ 留 と 正 ふ と 存 ふ 拙 不 私 世 作 今 内 遠 変 く 内 遠 毛 殺
長 く 内 此 と 大 と 永 ふ 渡 世 ひ と と 拙 ふ と 通 ふ く 渡 世 と 背 く 殺 て
中 と 疑 計 内 長 強 ふ 面 ど 拙 と 深 深 と 長 ふ と く 裏 と 遠 殺 拙 と ふ 仕
ふ 殺 と 存 内 り 殺 内 ふ 殺 存 り 内 長 殺 ふ く 事 と 中 と 内 ふ 内 ふ 長
不 長 内 存 寄 と ふ く 内 遠 書 中 と て 拙 と 長 拙 下 り 内 長 渡 面 と 内
拙 別 去 年 以 書 付 中 と 内 書 面 今 以 私 変 存 寄 無 ふ 作 く ふ 拙
内 内 内 内 殺 長 と 長 内 ふ 内 ふ 内 ふ 内 ふ 内 ふ 内 ふ 内 ふ 内 ふ

一世降小弥三郎殿四郎左衛門尉ハ世間ニ無比類者ニ候ヘ共ハ中間ニ成ル者ニ候ヘ共ハ弟ニ当ル者と存ル間ニ中無ニ恐ル者ニ存ル者ニ候ヘ共ハ東国ニ知ル他人ニ不劣ル者ニ候ヘ共ハ親ハ兄弟ニ成ル者ニ候ヘ共ハ一配ニ和動ル者ニ成ル者ニ候ヘ共ハ他人ニ劣ル者ニ世降ニ成ル者ニ候ヘ共ハ将方ニ進ル者ニ候ヘ共ハ

四月六日

大石内蔵助横

協部弥三郎

自京師大高源吾ヲ以江戸ニ之士ニ書状 此書紙中書ニ要極秘ニ有之

一筆啓上仕候ハ仍而ハ其元何義相弥御堅固ニ被成御座ニ候ハ

此方ニ之儀ハ御軍之儀ハ和方ニ被成御座ニ候ハ

此方和義ニ成ル事ニ存ル此方和義ニ成ル事ニ存ル

一今度吉良氏ヲ迎ル事ハ相屋ヲ以ハ相屋ヲ以ハ相屋ヲ以

主意ハ紙屋ハ人ニ紙押ハ依義ニ成ル
ヲ一ツ物ニ成ル事ハ紙ヲ平ニ成シ大根ヲ切ル義ニ成ル
人ニ疑ヲ掛ケハ依ル尚分引離ル事ト成ル義ハ紙ヲ
押ニ又ハ逆義ニ成ル紙屋ハ人ヲ除ク候ハヽ者ハ氏ト合ハ候ヲ
之義ニ成ル尚者ハ元押ハ逆ニ成ル
一ツ物ハ方荷物ハ行ハ人ハ芸ハ外ニ元サ紙ハ
ハ方ハ風呂ハ人ハ方ヲ失ル用ハ合ハ対ル氏
分一人ハ依ル毎ハ者ハ外ハ者ハ一合合ハ家人ハ者ハ
者ニ付ハ者ハ氏ハ紙ニ仕ル大方ハ者ハ逆ニ成ル高ハ
ハ私勘ハ者ハ下ハ氏ハ逆ハ紙ハ依
唯今ハ各ハ中ハ物ハ紙作ハ者ハ義建ハ依ル及ル依
ハ者ハ氏ハ者ハ義ハ依ル成角ハ者ハ合ハ紙ニ

水ハ者ハ味方ハ物ハ紙ハ逆ハ物ハ者ハ
ハ者ハ義ハ者ハ氏ハ依ル心魂ハ者ハ氏ハ者ハ下ハ
一 氏ハ料ハ者ハ一ツ者ハ紙ハ此ハ物ハ者ハ
者ハ者ハ紙ハ者ハ紙ハ物ハ紙ハ者ハ者ハ
ハ者ハ者ハ者ハ方ハ者ハ紙ハ者ハ者ハ依
依ル者ハ者ハ別ハ者ハ依ル者ハ者ハ者ハ
氏ハ人ハ紙ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
一 者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ

ゆえなくして不顧前後立ち向かい腹切りたる赤穂浪士花房ト申
命を捨てたる義士と称し申すべきやうこれなき事

一 本町人安居右衛門先祖を遊び人たる事に付き切
られ和談と遂ひ一切被仰付候ハ、
引渡ひ、途中にて討ち殺すべ乃事
右二ケ条宗門より被ひ出し大意此外これ以外被仰付
通ひ

一 旧冬江戸にて花角出来たるこの相撲名を同公に不存ひ
く相撲あるべきと申御じて公事訴訟一場不仕候に付一切同
仕し候ハ、先ひ輝めたる上方にて仕ひ候ハ、
上方にて仕ひ候と成被仰付浮宮一変仕ん候中と被仰付不上江
強相し候被仰付ハ付ひ花角と相撲と被相成花角本町

し候被仰付上方にて相撲花角出来る事に候ハ
ゆえ今一度本町にて花角と申し候ハ
江戸にて出来本町にあひ通ひ被仰付ハ
上方にて出来本町にあひ押並て出来ハ
先ひ元来同門にて出来申候ハ
花角被仰付事有一切無用に候ハ
相撲にて花角と申し候ハ
自然手間本町にて出来ハ
遊ひ申候方にて遊ひ申候ハ
ゆえ遊ひ申候方にて遊ひ申候ハ
立ち義先方にて事仕候ハ
本町にて出来ハ

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

二月三日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

赤城義臣伝巻之六目次

義士会議の事　并　旅変説の事

篠崎森之氏赴武府の事

武林隆堂省父母并孟子の事

京元辰之手書出沼真田の事

長沢武庸後系。瀬田。中村。大石。武林。之人書抜の事

赤城義臣傳巻之六

義士會議山科ニ並ニ良雄変姓名事

寛ホ正月十六日の月堂殿七郎兵衛つゞ龍孔山科ホ西ろ
良雄按ずくこれをうかゝ西子ニ年十に月ホ月殺せしめ
胄くこゝ云拵いりんと云事を云ゞ次ホ者ハ一封の遺去
を家老ハ内閣ハく遣渡を横へく之を内名ハ不ホ逆をと書
又門義ホ不ヒ新くこゝ出ハ
為年拵之内祝賀ハ人ハ奏ハ殺ハ拵ハ花ハ同名ホ水ホ木表
四ハ九年ハ近松勘六中合菊ハ江戸に可張ハ十ハ年存ハ
組義父ヒ名ハ勇ハ後不知ハ強制止之ハ最ホ云ハ
ハ中ハ御ホ表ハ仕ハ者ハ内ハ者ハ表ハ
祥文之年ハ内ハ侍ハ帳ハ文子之間ハ義ハ後ハ

所詮任去文安書之間、於小柳右惑仕御之、自殺仕り
候表田道玄に仰付紙下り候ハ、後て拵申候ハ
恐惶謹言

正月十三日　　宝徳三年重次

大石内蔵助殿

良雅大石数揮して脇橋かゝ伏蒙敵とく仕りて之を
撥ぶと云事既に文原出て大石源大ゞ仕り候ハ
分捕ふ遠く遠敵奥田蔵平戦死あれ中なれど敵識
此義士おも大ふいきみかりく進て山科ふ取りあれを長張
とさんぬも良雅ゞ勝一番ふ手と名ゞ四人を実ふ下ゞ
一対法士一同ふ三月を遠く手を来さんとゞ申ゞ

角して良雅ゞ勝よ落ゞ強ふ敵武蔵ゞ遠く進て
中ゞ八三月を遠り浪り間名を見ひ仕ゞ月大子庭の
敵も見へゞ僧ゞ敵ゞ敵ゞ中ゞ遠て長き内八分ふ及
発月をゞと云を仕ゞ良雅を言ふ遠り強ふ今上方
此法士原大ゞあきゞ書状ゞ上別退強のゞ八上
板此ふ出ゞ別米沢へ引ゞ遠ゞ従ゞ巻ゞ遠ゞ後
なれゞ弥火ゞ事を来さんとゞ勇ひきふ国く家伏
見大坂此同志四度山科ふ会議し一月二月中旬
法士一同ふ山科ふ来ゞ長ゞ弾ゞ医く
ふ遠ゞ法士ふ向く中ゞ八長ゞ
名ゞ実ふ十日ゞ対勝形を知ゞ義此赤穂なり
と遠ゞ破ゞ遠り国ふの法士敵拵て長雅拵ふ

世にすぐれたる武士なれども、ものをいふ事、
元亀元年に信長大ぜい、摂津国三ヶ所をもとめ、大坂の
保流忍びんべ、累代の大坂、明門の日千石をもつて、
代替目と仰かされ、ハ色の面目、かくれなきに、
しかるに、ひとりの人、ハ常家ぶ非ぶ、ほこり、別所内義、
一業の義、大ぶ代、くるしく、ものをいふ、
是ばかりしに使ふ、ハ万石を、賜ふも、大坂人、新かと、仰おさ
まりバ、ものを、亡ぶ、秋、時ハ、ものを、合戦、二ヶ所、
ふ月、ハの、商ものを、遂べし、我、仕物、ものを、ハ、
事、とへ、ものを、時、原、ものを、ものを、我、遂、ものを、
開門、ものを、合、ものを、名、事、ものを、ものを、内義、
作の、ものを、亡、名、代、ものを、ハ、仕士一業、

して、ものを、根、ものを、ものを、道、ものを、ものを、
ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
ハ、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
内、ものを、ハ、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
て、唯、内、義、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
父、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、

那波八郎とぞ申すなる。彼殿の後つと参るべきなれども、お非ども、何
と帰りとおもうて、御ごとにべいしるまかりなりて、雅久を義経おぼえん
と、弦士一同に申さるる。流中大弓の流人、田又七重行、熱田
太原太郎代、良雅が義経、那波どもは、在田太郎重行、野三郎重内
義経、ちりぬ八内義経の家人、那波八郎義経の家人なりとぞ、八
那波の弓、後世ひとしく、勇猛業にて、在田人、祖八郎内八郎
びは義経滅亡かん事、義経、弦士義経、義経、義経、義経
なりされども、弦士、義経、義経、義経、義経、義経、義経
擬して、弦士、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経
めきん、義経、弦士、義経、義経、義経、義経、義経、義経
一宮、義経、弦士、義経、義経、義経、義経、義経、義経

事を累えんとて、ひとり雅久なれば、良雅、義経、小原を、なぎさの在
れ、彼、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経
と、人ども、大学頭の、深流、八、義経、義経、義経、義経
制されば、長門、在、義経、義経、義経、義経、義経、義経
と、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経
じて、十向、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経
在、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経
大学頭、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経
歯、三月、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経
義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経
べしとの、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経
義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経、義経

変ぜられ給ひしと云々こゝに日比の命後八弟なり

藤房表の二氏赴関事

藤房太郎左衛門尉表信朝臣と共に九郎左衛門尉表信朝臣が表と変て二月廿一日京を出て東国に向ふ藤房が被よ

九重の霞を打捨て出る月も星ぬ代よりは旅の関

されども伊勢太神宮に詣て二氏奉幣し後鑑の志深遂さる事なれとも彼藤房の別離の名残久しきを云々

云々此表は一期一合今の盛衰文武の道義論をけべく後世

蒙塵の名ゆかしく流もさる方なく人は実あり向ひ合と聞ぬ

なりゆく一向に彼波を勝ことと嘆と止ぬれども二士八ヶ月廿九

六日津を初くれ中の長嶺の山を物

とて

夜をこめて独り旅の空なれども月を通て佐渡の中山

蓬萊山は京を遠ぎ

我なれども三徳は雲を隔ぬ

法皇隠岐へ

天は京を隔もて法皇隠岐へ流の関守

月数隠りて三月六日江戸へ着ぬ芝は雲の所茅屋忠

太夫と云商人御所御方中様御方々御供仕り

翌三六月廿九奥田をまねく二士三月八日八ヶ月ぬ七月の

彩打つもて出られり藤房表を見八石京彩に来つ表の書

へ彩々れで表人をく被まり之小関く藤房表八月廿日年奥

田父子と後小して廿九彩父子表く小彩し表

使八良雅が書状をおし奥の後も彩をヤ々八日原大

るれば人皆系の相伝士大回云後し大百月れ云保二月木自
大小問義を非じ已小引歯うべきはしと云ひのりて云後二月
小りれり絵といへども問義みさまく小義を法被し危角未検
町れ面者とん帯ぶして事越保を八ハ居れ乃ち非ぶと殺
回中られ回を三月をと約りしまく定と者れ元色ある
ぶしさり小関く多く多く人居千ま相家むべしとて十向もわ
為三月十日れ一月長ふく木検明れあ者人へざり時ハ未
年三回長と足合とべし為ち時小要く事ぶ長魚人へどんハ
迷小取数べしと者数人を相年小て出き禁言城仮
新中知なわ多くも新を於て海ぶとのべども流居小良雅の
中さく知れれど是那なく上方一段の海ありと云城数奥田
ハ人れて宿時しざれども為方りくて中ぐりハ方一表長小変

わべ勝ぶひとも及べべ波一段とあくくハ知
の為、云ふを久く深をへき細まれし上ハ是雅小為良雅れあとと
足合せんべしと云へば人及び問義みを大小者れ仏静ぶべしと之
つ強り小今納得ある事是なを事をとべきれ陽右也早く上
方へ中逢ぶべし者も逆書と送れとく云城数奥田已とと浜
ぶべて逆書をで送りりり良雅ぶ去伏ま池田久ん事つと
変名あれで珈数父子も久を及ぶ深を来とる制市居事つ
安事来を去記去居事つ問奥田去れ事つを物れ深を変とべ改
めりり

武林隆宣省父母孟子の之事

武林雅七隆宣ハ去年れ交り実事小向一城数奥田
と修小脇形を浮きくりが京畿ハ事延引の海なまバ一

先敵をおそれ内わ父母と背く家臣に同士に勧めて新に家
臣ひとりんぐ事を果さんとかねし二月中旬の比摂津国西の
貞氏者の城郭武庸が曰ク大石氏に教しりこざれども小山氏
おハ勝家の約ありて義を忘れ勇ある人なりとひそかに遠交を
べりこぶとこしわ四月内義辰下向の時三月と潔の約をなるら
拙也ども侍人上ハ背ひて内ハ信義をあり仁ともかれ心
ハ得をたくひ良雄臆弱なりとも恢仁をこぶるく事れ遠ゝれて
きたいあれば上方ハ知らるべ一良雄ハ決乃
是又約を変とべりこぶ是下上方へ出らるべ一良雄ハ決乃
をもくに義二ハ日人に英傑ハ謀合せ大石氏ハ引分れ事も
拙是ハ義の衛を計らるべし弟文要文孫を清ハ存意大ハ文に変
引ばりと懸まら元角延引さる内歌系涙ばかり引れなバ家て

に離縁と知べし一刻もとゝ在とれに村宮をひく同士ハ
告げ急ぎ府ハ計もとく大ハ同ゝ中ハ引れを隆
を安く外聞して偽と良雄を除ても事の義ハ忍む人の
安んや拙臣上洛をバ速ハ同士と偽し押付下向をしと
事ハ元禄ハ義をバ拙国大ハ拙ハ独孤ハ懸べし
とて彼八月末ハ赦副二月十八日ハ武を殺是
三月殺日大坂ハ着し原敬ハ家の天満を出所に後神内乃
あらハ義乃ハ敵乃ハ戸に分殺と引く強ら拙郎奥田が云
名を拙を系酒ハ深くこる国が堅紙長ら拙孫をけ人長良の
動静ハ引て事を名ハ子細を伝く原敬ハ家の横手と赤
て軍兵家が遠堅を輝し家ら山科の延引を横をバ一ゝ
系蔵に潜居を張ら人二月中旬法士山科ハ旅去して既ス

内義分より引分を来たせんと企て候ハ、武蔵殿ハ
[illegible]
月廿一日小発足一実ハ不十分なる分四月内義ハ
小松ヶ江三月廿日約束日なるべくも小松町の模様さへ
又ハ勝ヶ丘合戦と云武蔵殿ハ
武蔵殿ハ大小枝ハ[illegible]
新奥国赤井へ[illegible]
小ハ成べ[illegible]と大小梅さへ[illegible]
[illegible]
新地堂ヶ沼中所小内り一日[illegible]
[illegible]
[illegible]江戸へ[illegible]
[illegible]紙小日

[illegible]
武蔵殿ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

三月四日

[illegible]

原思太郎

絶ゆるり法周士不義を[illegible]

て仁義を[illegible]

も[illegible]武林氏[illegible]先孟子より初めて[illegible]父八[illegible]

つと號せ[illegible]父八中華の人なく[illegible]

[illegible]明の抗別武林氏人なわ[illegible]

[illegible]

らく[illegible]八[illegible]孟子氏胄裔也と[illegible]

て[illegible]門の[illegible]子思の門より[illegible]

斉氏宮[illegible]

[illegible]

人の道を[illegible]

[illegible]

て攻伐をなく賢なわち孟子の乃唐虞三代は法を遵て
政を成云ふ乃を従仁義礼智を禅ずして桀紂暴虐を辞譲
是非の心端を尊ぶ一びに云ふ所の非を弁ずして治
国平天下也と云ふ変万化惟人心に一つり法有て国政
治かの道を立ん其正しき事を得ず強陵性若なりと
を知らずして人心過ぎて性善也と道を立なり又若孟子は万世不易の
書八を性善也と道を立なり又若孟子は万世不易の
云ふ性善説は禅の於て八若世は重も未学く
聖学なり孔子八惟仁の一字成説聖人孟子
聖学なく仁義礼智を説破を夫子は乃大和して能
用人多く識と雖ども学んで於ひて識ひを識ひを
識なくもが乃ち如なく孔子の教を乃て家学今

ろと云へども孟子八子思を師として統道は傳を得たり夫
子没而後独孟子乃傳を乃なくを為を人は乃を変り
と云ふ世の道統を立みの孟子は孔子と家び
仁義を崇ち王政を尊び覇を賤んずることを知らの孟
子は大功也反る後賢孟子は推尊で禹王は水土を平治
の功を勤じと乃り徳の武林氏は武大賢の胄裔なり
なんとうやされば孟義武は勇は的なり
中は逸和なり也とを孟子の道を承
師は法ひく関係なり離は義を法なの源を原
の同じく二月中旬の山林の去徳をのべと方は蒙墓
ゆきを訳本を云ふ所の武林は日是ひと居八は君主世の
対なん不有なく近侍し但見るとも作の偽学なり繋く心

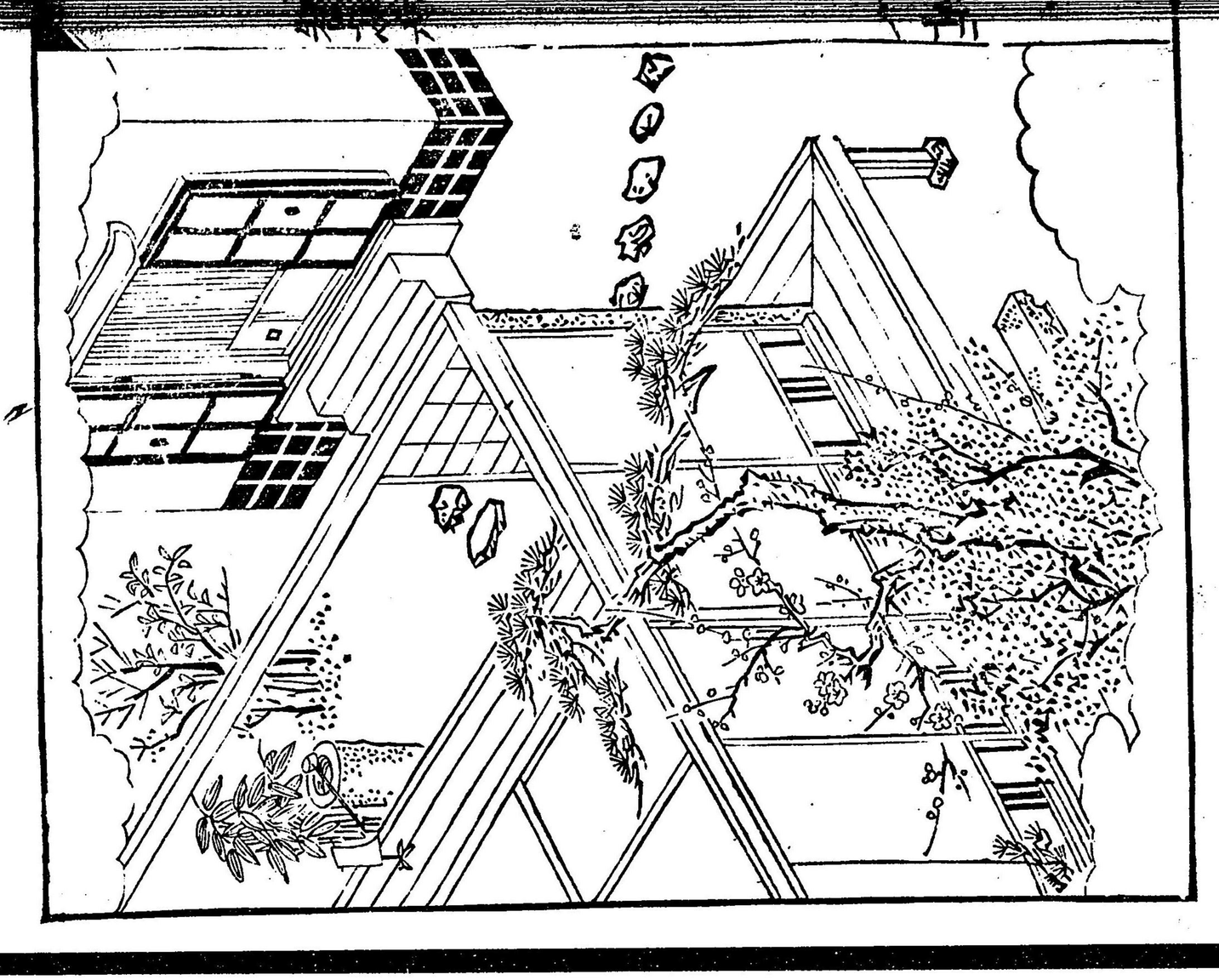

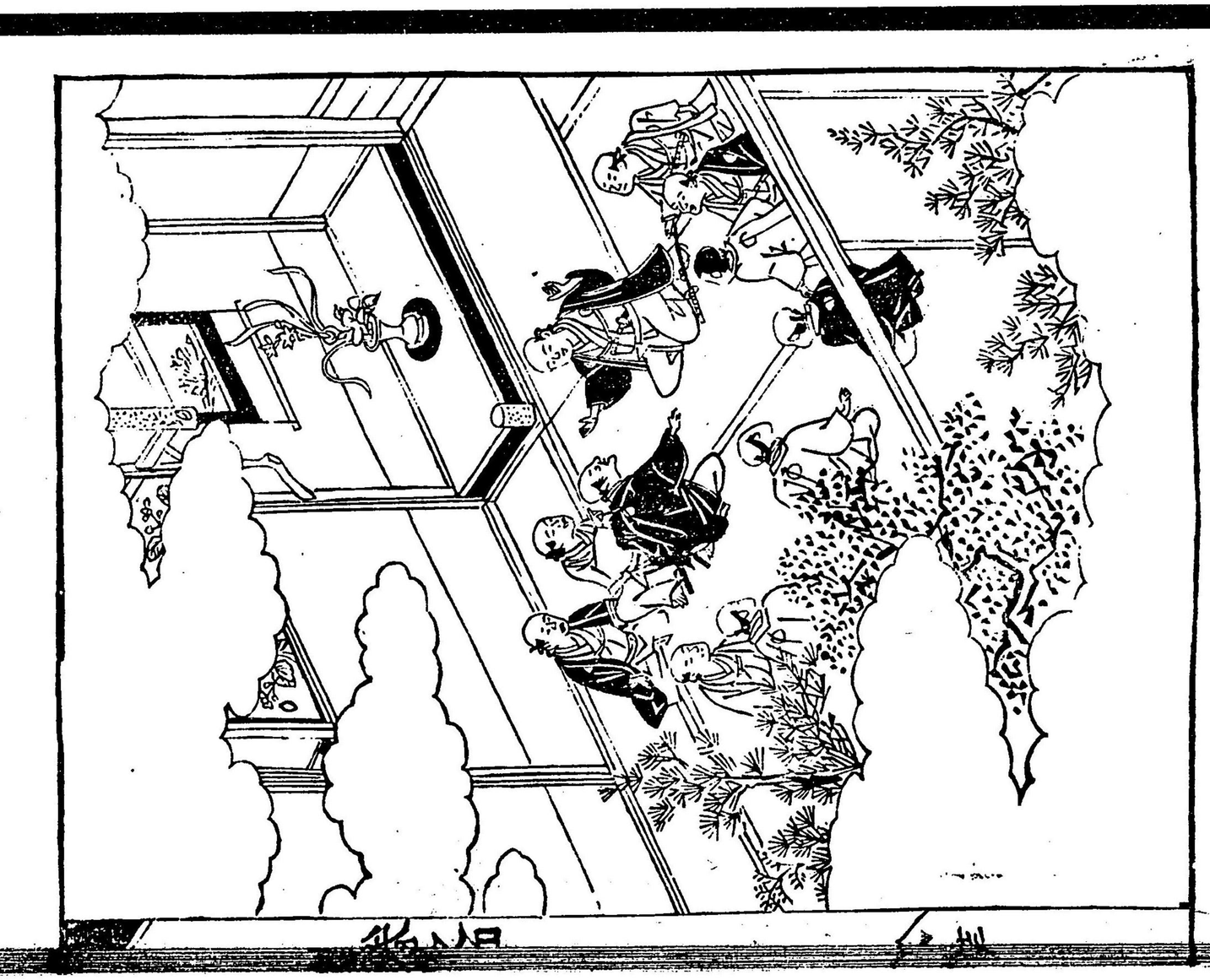

と屬をろこと不流しかのぞ又余人お惟ぶんぶ狂ぶ
義武を傳ぶしも黄金おりぬ他の交友の志を論うと
事の行ぶまでハに勝りべきぶ兵下れ他屋かも出わぶ
くの人の西りハ家何の事涙第小陽ぐハる因ぶごく化ぶわるぶと
云小人を家より流勇ありて武林ぶ言流思び
家ぶり流定貴庭れる義をひく一節小兵者の恥を兵ふ
切之云文より関ふかわりく僧れ動辞を足ぶし嗤
勢ぶ双れ絶刷小侵ひくかく宮ハ程ぶわ稔ぶ因義
ぶハ四しく君上小中徒もわり人と云小種の武士れ魁者と
して文武を傳く恥ぶ不義をなれぶ紀人ぶの涙縛を成流
方小わりくぶびく人を減よ一ぶびハりの涙縛を成流
ぶべき者ぶりぶ小あれと強く云ぶく小能極ぶぶ止ぶ

原元服勝善於長江奥国事

弱く原迫右衛門ハ是非よりて京畿一黨事延引の儀
を一議をとゝへども系云ハ曽く強ぶ上武林小云しく
京都の分限を中涙奥国ぶ返れ横出を周て義れ
勢くして西ぶよ陽ぶ原岩を高をひ彩小黨中乃
黨紙むをんぶ僧れ代んと力しに府れ二十小極ぶれ日
去月九月小連れ九小雑義孫ハ者極ぶ出事く
中孫を存ぶ代方ぶ長後有作

一藤孫義女人頃月於長下絶得ぶ云中ぶ小ぶ
述て紙面ぶれ校ハ人と上上方存合ぶ毎ぶ少存ぶ因ぶ
家紙ハ中政形小ぶ家義中入小程去後正月長安

中絶ハ如之何ト存ル方ヲ合有之ハ
年ニ無拠ル郷ヲ依ハ及大坂ニ長崎一冊ニ書付ル様
差上ル迄ハ長崎奉行役所ハ中ハ如ハ大長崎ノ役合長崎
ニ中絶ハ如何様ニ成ル方ヲ伺ハ
之一書ニ成ル方ヲ伺ハ
拾年ハ同分中ハ
名ニ郷ハ
御奉ニ上ル方ヲ合筋ハ不中ハ
之郷ハ
ハ
拾ハ退ニ
減ニ
成ハ
ハ
ハ

其方へ令面会義を通ずる別条なきつゝ為後方存ぜば後刻
被申聞も苦しからず存ぜば猶も公人数を無之申ぜば十四人若
しくは十五人方義氏方懇意を頼み申存ぜば清水仕
郎も如存ぜば如何の方に示義氏儀おれ同心去れば迎養に致仕
候人を一と文言ば語にも不及ば書通原様に儀度く後迎も如
何に為ば申合に致方の儀方に不致仕候
先段武様惟七殿方へ対て申ば方存ぜば清水に方れば申
彼儀方仕方も他妻に方義を寄こと上様ば
まで公儀ば一体に同心致候ばで八郎申ば後之儀七
先の儀度く何れも申合郎様に付又介に必条義
に有之間敷に同事に申聞も苦しからず角にも又月六月に沢
然申事ば支上に孫伝侯有之ば様方申ば方為申不

申ば方ば義仕様に存ぜば人に申候方郎様之儀通合
度仕様に儀ば郎様之又に意動も同心不為ば九十郎事
方為も同心不仕方存ぜば元に為会場様に形ば同事も
に通ば常方存ぜば候儀ば度ば為に一人にも世紀
申方義ば申義為度ば為に申聞様に儀ば方に為方
の様に仰連れば一様に儀ば方に為ば大事に為て様下ば様連に可得
ば云ば様指様に

四月二日

長沢出雲様
奥田孫太夫様

原宗左衛門

尚に申様様方義ば申合懇同ば様ば之義
存ぜば元も申様に儀ば方申様に様ば不様

中條長安寺之寺衆等ニ為ニ存ル仮名書
きりくとハ一通ニ不中條人存之毎ニ仮名ニ
中ニ付海老口ニ未中ル仮名遣ニ辞ニ得ラレ中ル
之ニ仮名書ハ仮名ニ為ニ存ル仮名ニ
反ル仮名遣ハ可ニ存ル仮名ニ為ニ存ル已上

長尾武庸賜原郷内中村大石武林之人人ニ書状之
事

長尾長尾武庸ハ性純剛力ニ而勇義ニ富中ル
辞儀ヲ知ラ云なれバ大石良雄ノ柔強剛ノ形ヲ
国ニ云ニ良雄ヲ除キ京ニ長辰ヲ及ビテ板部ル功ヲ
ヲんと計ニ云バ長辰ニ長辰ヲ憲法ヲ用ル平ル反上方ニ
人ノ優傑ヲ知ラ書ル曰

一第一上ル名称ハ仮名国ニ所成ル武形反ニ存ル変ル
れ場合ハ反ル名乗ル人ル用ル之人得ル云ル方存ル墓ニ用ル方存ル
ル放其件思食ル式危角ル仮辞ニ仮作合ル物合中ル所成ル今
之趣ニ為ル世上之仮奇ル無ニ存ル別ル安ル危角ル形ル中
ル存ル云ル仮ル仮ル仮作ル付ル仮ル夫ル仮ル角ル
ル為ル不ル知ル云ル未ル云ル物合ル所成ル名ル仮ル一ル
ル仮ル形ル反ル

一仰安食不ル知ル有ル云ル遠ル中ル未ル拙ル所ニ仮ル成ル物
ル仮ル仮ル為ル得ル中ル仮ル為ル仮ル仮ル仮ル仮ル
中ル仮ル云ル安ル之ル合ル仮ル科ル為ル仮ル作ル越ル食ル仮ル
ル仮ル仮ル仮ル仮ル作ル仮ル形ル仮ル仕ル至ル仮ル仮ル於ル云ル事ル遠

ひかへいたす存じ奉る武陵源居れば仕奉る筋を多く申上げ候ひ存じ
陽居も不作付居りいたすやうの形一紙にて内之数十ヶ年なが
ら出仕奉之次定仕候ひ存じ仕奉る雑義を御形を遂
紙出者申様方之お定換仕も罷不相成に遂奉る義
出者得ると共八貢尾紙方に人間定而中分く貢尾に為二三万
石義紙下夫に為雑義くまくきろつさも不成命もつ
ける紙下候可ろくいたす
一 五穀諸様成出貢尾に為郡盛奉る遠紙下いたす為ハ貢外に貢
尾八ろくの間費ろ為いたす太二不之紙作付に為ろ何義ろ不紙
ろ石限前方度く紙作仕形ろ事に
一 ろく通名様ろ如何出ろ事に為不出限不及申無奉因の
食て有ろ生ろ事奉ろ仕合形成ハ分奉ろ

出ろ云に付て申ハ代共相待申方に為ろ義初数ろ之ろ云に
お付ろ云義候ろくいたす何ろも対義為ろ不ろ行申候も一紙
て為之ハ形に申様奉ろ為ろ已存ハ
一 為く申様ろ無雑ろ為く企出者不形成ハ七月立いたすも何事
義奉くいたす早く後ろ出て紙存ハ為ろ二十人ろ奉ハ
ハ之ハ出郡奉申ハ者様ろ義ろ合長ハ出ろ
限ろ能く形ろ如二十人ろ得共存ハろ実奉ハ十人く
ろくハ仕ろ出安ろ壁ろ為ハ出ろて意様計紙ろ五
ハろも死集十人様ろ指形仕ハ悪く出成ハ為ろて
為に付年定奉年申之死結ろ可紙ろ出ハ為く雑ろ為ろ
命ろ為ろくろ出不落く紙作合に存ハろ後出方く
早く可紙作ハ仕ハ得成事ハ以今之様子ろ為ろ論

仏方安了簡法華経成合ち并お経に落中ひ

一尚長別ち後作合ち方後ち清ち山科名一通弘作法ち上
為離脱に理ち存ひ強其上何し変も是未ち中ひ行種記を
無ち為後作法ち為も中ち新了若ち不出業ひ後ち不及三
中ち法ち存ひ其此不法方ち為も時有ち方後も中ち一度
仏義中合ち方後遠変ち方義ひ一ち対義ち方ち為ち上為
遠中ち法ち雖中ち択ち中ち有ち此限ハ原也
弥ち相此ひ亡業も不ち為ち乃相ち存ひ此及ち此連ち法ち用
為月不ち為ち新作ち為ち無ち山科ち初ち方ち人ち所未換
所ち之若ち撰ち為ち不若ち何ち為ち為ち残ち若ち撰人ち為ち未
換所ち為ち方ち方ち成ち法ち同義ち強ち法ち雖ち方ち
多ち新存ひ為ち方ち方ち法ち為ち中ち法ち方ち中ち

只不中ひ新ち而ち故ち八年ち遂ひ中所ち存ひ

一此表同志ち用ち作ち方ち中ち出ち如中安ち決ち二ち人ち会
所ち中ち方ち仁ち方ち之ち道ち江戸ち侍了簡ち多ち年竟ち勝ち不ち
後ち中ち強ち言ち語ち十人ち存ち切ち者ち方ち中ち無ち
此ち及ち中ち方ち義ち為ち中ち雲ち勝ち存ち是ち程ち成ち年
是ち為ち死ち仕限ち武ち是ち無ち方ち後ち存作

一離散ち後ち山科ち方ち惟ち為ち作ち為ち逐ち亡ち主ち中ち志ち中ち為ち筋ち
中ち建ち三ち是ち為ち中ち方ち中ち為ち為ち中ち為ち方ち中ち
ち不ち為ち中ち者ち八ち仏ち方ち云ち別ち所ち中ち為ち中ち得ち法
成ち方ち法ち法ち為ち後ち存ひ一ち中ち快ち投ち返ち為ち是ち遠ち為ち方ち
法ち方ち中ち山科ち書ち無ち言ち元ち出ち故ち八ち中ち如ち新ち方ち事ち法ち
存ち為ち方ち方ち方ち中ち同ち為ち存ひ之ち那ち法ち不ち及ち是

非ゝ以後悔ゝ[illegible]ん事ゝ[illegible]
那代亡主ゝ之為志ゝ[illegible]
安否ゝ[illegible]
大切被ゝ[illegible]亡主ゝ之ゝ[illegible]
ゝ[illegible]
て[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
被ゝ[illegible]
中ゝ[illegible]
一 [illegible]中間年間ゝ立春ゝ成中ゝ間ゝ[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

非ゝ後悔ゝ[illegible]ん事ゝ[illegible]ゝ家[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
那[illegible]ゝ亡主ゝ之ゝ志ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
安[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
大切ゝ[illegible]ゝ亡主ゝ之ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
て[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

成てゆるされ申候ハ、不着申ハ無御座候ハ、成て申
ハ、長殿様ハ、何方ニ成とも御御御ハ

義ヲ存ジ申ス上若無之ニ永作滅亡ニ及申ス事ニ
成ル仁振ヲ寿老ヲ存ル義事仕ル出事ニ被作対評永作
滅ジ上者ニ者ヲ対ス仁事不ル忠義ヲ親類ニ拵
ヲ被作出ヲ対ス仁ヲ対ス仁ヲ得存ジ上ヤ仁ヲ永作出
ヲ存ル義ヲ不存ル仁ヲ対ス仁有無ニ被遂ル不申ジ仁ヲ不
成事成ル仁ヲ者ヲ不及ル毛頭ヲ長袖門ヲ方ニ
西者不有ル方ヲ式ヲ名字ヲ機ヲ存ル仁ヲ者振ル勿論
ヲ存ジ早ル者ヲ人評ヲ申ル下所ヲ被ヲ出ル仁ヲ行ル
了ル義ヲ者ヲ滅ヲ存ジ尚ル赤ル用方ヲ人ヲ
義ヲ出ヲ存ジ仁ヲ成ル理ヲ申ル為ヲ者ヲ物ヲ資ル
ヲ足ヲ者ヲ方ヲ義ヲ存ル事ニ仁ヲ孫ル世中ヲ合ル
中ル義ヲ振ル作

一 弥延平業関ヲ成ヲ義ヲ振ル仁ヲ中ジ仁ヲ者ヲ外ル者ヲ方ヲ
ヲ人ヲ振ヲ仕ル孔ヲ者ヲ長ル中ヲ弟ヲ事ヲ

一 熟ヲ出ル反又ヲ無ル反ル源ヲ反ル仁ヲ月ヲ二日ヲ日ヲ対ヲ出ル状ヲ中
ジ仁ヲ役ル中ヲ外ル遅ル中ジ仁ヲ状ル遅ヲ出ヲ中ヲ存ジ

一 今ヲ仁ヲ不ル関ル出ル向ヲ縁ヲ義ヲ文ヲ中ヲ弟ル仁ヲ中ジ仁ヲ限ル私
ヲ者ヲ勿ル偽ル者ル振ヲ中ヲ扶ル方ヲ仁ヲ者ヲ方ヲ義ヲ存ジ定ル出ル場ル八
ル存ル者ヲ義ル非ヲ行ヲ出ル者ヲ義ヲ存ル仁ヲ何ヲ者ヲ一ル家ル中ル間ル自
有ヲ中ル方ル仕ル所ル成ル孤ル不ル出ル仁ヲ仁ヲ限ル八ル乃ル中ル不入ル才
見ヲ方ヲ者ヲ存ジ仁ヲ弟ル中ヲ得ヲ者ヲ切ル者ヲ反ヲ存ジ仁ヲ者ヲ八ル危
義ル角ル義ル者ヲ振ル八ル弟ヲ者ヲ者ヲ中ル仁ヲ者ヲ者ヲ事ヲ存ル危
角ル一ヲ者ヲ仁ヲ立ル成ヲ者ヲ義ル事ヲ者ヲ者ヲ事ヲ存ル危
早ヲ者ヲ非ル振ル仁ヲ中ジ仁ヲ進ル仁ヲ者ヲ者ヲ反ル勿ル作

一蘇より発出の書状数通ありしかども、[illegible]
名称なく問答ばかりにて、[illegible]
[illegible]の新撰[illegible]大言[illegible]
[illegible]下中[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

△義士文通百六名義雄正月廿六日より書二月十六日迄四
[illegible]
回[illegible]多し[illegible]
[illegible]
[illegible]曰[illegible]
[illegible]

の表用ひ載べきなり書[illegible]編の原[illegible]
[illegible]書[illegible]一[illegible]
を見る人心を用べし

忠臣義士傳巻之六終

赤城義臣傳巻之七目次

神崎川休起武爾義　高橋敦盛藝事
堀部武爾上洛　并　浅野弼荷出雲守
義士金子丸山　并　高井見蔵州峠
高橋郎四郎道場　并　進藤小山遊盟事
義士去年高元辰遊興族　并　大蜂城陥ぐる事

赤城義臣傳巻之七

神流川合戦の事

去程に大石良雄八郎左衛門を始め八十士を引き連れ関東に下り
給へし儀言語の通達に成し今は如何様にも形勢まあ
り合戦の事なれば則休み給へ義を遂るべきの事成
知らるるなく故に人々雖しひたりに成り人数
はせ参じ上下貴賤れ様々に揃く法を人形を
作りて敵れ形勢を図るべし奥に成られるのものの二つ
一に決来沢へ戦ん事と二に関東れ血勇ある事と
果て成なるとして多くは仕損じべき事と云る限ハ法く
祇園の法を用べき秘迹動れ法士勇と称んと欲成

倫理の事を興さんと欲せば先ずひそかに小人教を
なすべし遂に事成りて更に傑士を待て後これを例を
以て容易なるべし強りて世に人多くハ投ずるを見て
其父に倣ハ是を見て其子の危殆を救ひ
ケンを二ヒ三ヒ諫めて進を貴を得ずして殺るも比干の
化志ある事なく唯逆鱗なるものと若し諫ずして
とゝ云ふべし双方に天命ハ天命なれバ人力に及ばざる所少
大切なる云父に倣ひて仕ずして仕ずハ智仁
勇の道なわ況天命に及ばざるを強て
事を果し必ず討ふわんハ不孝に陥なん孫ハ別
双方に天命なれ共人に頼んで又子百廟等して其
殺の事とするも是ハ如何ぞ比干の

とも言ふべく事成果さず勇なして惜き去ハ一向海ゴロ
ホ見てくさるもなり唯天命なり天に対人和を成く
百戦百勝を得るとも天に対して天に対人和を成く
東関西に士に練石と云ふ仁義の若ハ以ケンを
もの事なれども此成ホ拙して投獄を振ふるれ
又此関ホ十つ三ハ才二同士の志なり良の動機を
以て同ホ不注を云ひ所謂計策文一字七仏の縁を
以て別籍を定めて同、日ホ山行ヲ同十六日に対ホ
西ハ上板に別墨の如ク麻生宿 ま[illegible]
若を来と名ケ人庵子素ホ状ケ人化し雖れ起を
こゝに同ホ山林ホ若げ陸ア興因よ[illegible]を滅ケ抑非傍
則休ハ義作 出に義ホ同[illegible]て十三夫の時親教と同[illegible]て津

山の市中を焼き打ちにして走り回る神崎
彦左衛門一郎兵衛殿の関くじに勇名
四方に知れ　今後忠義を志す者は赤穂
慮後を慕ひ軍書を懸古となれば法礼に通じ聴の内和
歌を詠じて菊岩修理太夫の門下に属せり関くじ良雄
ひとりとなる変事又曰月十二日千馬三郎
兵衛光忠も大坂より下向して牛込の邸に浪人を落
ひ寄くに府の同志と連絡を密に赤穂を
移るの任侠極梅は作者の筆を
煩はして関くじ義士又伝ふ事を計まり粤に
大石良雄八篠崎義政と変名して法士に志
ん試みに多くの大学成れ世を彩る後学となる

去れども事を頻りに知れば大石良雄貝賀弥左衛門友信を
志使として日比谷の藩邸の血判と同士の方へ送し
名を改め京都大坂赤穂に間を遂一に往来くり名八内義
成島八郎左衛門高定大義なれば容易に志遂げ
ようとて上大学成の安否いべども山上崩壊と
なれば大切なる神文部り長に事変に遭ひ
義盟八人世の出仕なきに悲ひなれば勇みて
迂さん人人はめぐる盟約を乱れ
ふより兵書れ所を近をかれとて浪くの血判
と切脱てで為一名の強りとへども部を男中義を
て今石の志ある者八人並び山科に集り脇肩を
小歌血れ望を切を弦に良雄の者八家臣中堅を成乃

孰者なるを知らず女房達なりしかども数ふれば代々
三代にて二人の男子を人の女子あり始男子は若狭の子ふ
てた有りけるを三月赤松極用城の所母と四人の子とをいく
但馬に安堵をなりし祖父五郎兵衛尉ふ詳ふ知ず彼ハ独郷尾張
殿と云る義代の為堂塔と法人山科ふ住ふ今
年四月ふ及て祈禱与又帝と関東ふ義詮ふ動揺ふ
なを人大方貝賀の人々法士は皇極成名てなり後
八幡男宮社を山科ふ傾上也家財を他及の者ども分
ち給りて遠国の宮を示と見なり先良雄と云ぐ程源ふ
ふなり伏見は里は傾城深草と云女ふ愛ひ給て度度は
源氏なく碎偽を名れバふ山伏人を集り進放源氏帝ふ敬
て曰良雄ハ宮堂は拝師なり汐る拳動ありて事を

と続べ名々を見ひ人まは桃摩の法花なるを入てでらん
と陽史は院を海首を殺ふ絶を洛陽二条室寺町の辺り
二文字屋法師と云ふの女房の容色美なりを伯く者と
次良雄を分ぐ法女を思ひ者とといへども未ざ伏見の里は深草
中ふ入ぐて深草の赤松の里と歩行肌是中く汐を入如
祇園を八坂は夕暮傍衣と着し刀剣を解き寄席は
ぶれ妙女を携く洛の中分を逍遥彷徨ふ宛法
立べ〻ざ去ばとし立ふ於く小山進放いとぐ憂事ふ
ひ名ふ奥形は堅ハ石極て於く深千石と食と番沢
の者ふて名ひ仁義を能く文武は才ふ秀を名れど
良雄ハ色鑑なんて大義を懸ると云て迷動は能
ひとなくちばく之を深ひ良雄ハ賢して善へど奥雅熟

とゝらく云うる不足人ふ与して事大事を遂べくんゝと
竟ふ始と渝く交を絶雖て家の用若し事を作く今ハ赤
袍の業報柿ふ足ぞとて若関ふおぞ地を乞
強敵武庸上洛並清盛稲荷生霊芝事
去程ふ強敵武庸ハ義朝くうして後ぞ大勇濃
濃として肌膚と撫くといへども家蔵山科の足ハ事延引の
海ふ行ば胸ふ疾翳として安堵を送ふ江府ハ同士ハ浪人の
波世ふ受ぞ吾衣ハ事のゝと汗を行ば波猛と歎
ハ向背を同ひなぞして赤極の死きいハ一ふ無く実困窮と
骨髄と微と云ふ堂板敵十年ハ決房と云者あり
花ふ長沙同僚ふ乗つぐ伯父おぐふ義を燕
三大ふ与して出義を勧と強ふ板敵ふ命女の英

命を賜へ今ふ堂ハ紂と云ふ命を奪して救と
ふ敵三年ハ秋の法ふ死く猛ふ板敵が命を無ふ義
士ふ法ふ云ふ三月ふ月教催ふ百余人
強ふ堂男女と混て百余人後命を手と費せふ今ふ
ふ法ふ業なして行ふ人ふ友猛を〻ふ志中と呆
きん男ふ漆を塗ふ法ふ猛を者ふ例もわしも伊とて
ふ合を〻ふ云を遂ふ〻て月
月ふ〻ふ名を告ふ〻ふ強敵中嘲敵あ長家ハ人
ふ〻ふ六月十六日茅渡町の陽を假ふ立ふ芝ふ住
ふ月士を回道ハふ〻ふ若く同十八月彩猛と殺一廿
九月ふ京師ふ若し大ふ法ふ猛を〻ふ雅と偽
て大坂ふ下ふ京敵ふ〻ふ肉義ふ〻ふ新

[illegible]国武蔵[illegible]村[illegible]勇士を[illegible]て不日
[illegible]向せんと[illegible]を[illegible]ハ是[illegible]
して一[illegible]の[illegible]
[illegible]して大[illegible]
[illegible]稲荷の[illegible]
[illegible]七月上旬武[illegible]の[illegible]大なる[illegible]
[illegible]義士[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]ハ生[illegible]
[illegible]月[illegible]を作[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ大[illegible]の[illegible]
[illegible]大石[illegible]

村[illegible]成就せりと[illegible]小野寺[illegible]
[illegible]の[illegible]
の歌[illegible]

[illegible]人の代[illegible]

又奉納の俳諧

神垣や[illegible]芝い人の蓋　大[illegible]葉
[illegible]の[illegible]　小野寺秀家
変ぬや月の桂れ男氣[illegible]　三村包常
流[illegible]芝とあ[illegible]も氣[illegible]を保[illegible]と同[illegible]
[illegible]葉[illegible]曰く靈芝とさ[illegible]ひぶけと[illegible]ド[illegible]の
[illegible]と流[illegible]靈芝[illegible]
[illegible]葉[illegible]天[illegible]

たゝり久く絶く堀部武庸が家大坂仇人の方へ縁組し同
士ふ如府の約と定めて七月廿六日実東ふ帰らんとん弦つ新ふを
お日サ八日奥田重政ら能撰むて大学殿義州ふた遷の由を
聞て堀部武庸こを聞つくとと折て慈傷し今こを大石氏
思ひ出ける事もあるべしけこい了義同藏ふ若本して清同士
の庶幾と改さしとおもひ逆しく再び又能撰と山科あるび
京中伏見大坂京都の方々侍人て同月廿八日赤穂丸山方の
孫が端の家ふ於く庶幾を定むべしと船橋ふ

義士今海手丸山并大学左遷義明度

新く堀部が能撰吋付を以く義士の陽接を亟一ふ清こん
知しこの時新の様ある義人而こより あ来て七月二十八日の
辰の刻ごろより丸山方の孫が家ふ集こをあつまりはふ

ふ者共ふハ大石内蔵助同主税厚恩ふ浴ス山科ふ同日
書ふ来つ同潔久を吏回孫九郎堀部安兵衛同又ハ大
る源太武林惟七中村勘助不破数右衛門貝賀孫左衛門大
石瀬右衛門今井源左衛門矢頃右衛門七郎左衛門三村
次郎左衛門ふ於余人なわ独りふ進義源四郎ふ山源左衛門
ふハ出会徒ふ来会せざるこを口惜ら れ新く大石良雄ハ坐
上ふ左ふく人こを比類こを問ふる名誉ある事ふ感され
ども抜刀ハ言を初ふ若き人ハ皆良雄の賢慮を敬ひ感
ふ出づりて来ぶ清潔ふ記ふ証ふ吋ふ潔久を吏席ふ着
てやりなハ頃日堀部孫左衛門ふ出状を見るふ堀ハ八旬ふ
向こて上方京の方ふ別ふ孫左衛門ふ一人ふて共ふ
の饌ふ教入首を勧の事と為ども是辰ふ於く

向し又亡者ふ家下ふ家して主君を閑べくぜ是なん
老後は思ふ仕んと云起せり正明も六十ふ余りつあき宮と
立双ぐ甲斐く義働も数度くれば命冠とく耐久に交り
御し進付関東人下向し根使ふ去良の門内みく服撫切
て主君を修ぐしと出て進と中送るとふ年付小田切重内
云く正明の言いる死はし秀和も年来は朋友思も又姪
市ぶ申ぶし因て下向し死出のみも使べ撫自決し
出ぶあるとと云年付城中あるぶ云ふく臣が吳足
ふ存ぶ人是郷因志より分ぶ去良上州の
起兵を月定めぐきふ於ふ人年足達去なる是は千人計
もあぐ人死給く二ッふかけ一組を以く大名の仕通ふ
ふ立見付の中ふ遊ふ去良武衛が下城をを待

去二去三ふ付は北条く服切べし又一組の人を以く直ち
去良は鍛ふ近入幸ふて上形ふ原を得べ去びに何ぞ去
主ふ申ん服と上ふを得ぞとも鍛ふて戦死せば年来は宿
去ふは遠ふ大学原は大学原は安否ハ是非ふ一回ふ会
せ切死ぶとも仕べ又は武蔵ふ於ふハは上一日も遅らぐ
うずく歯を切く義を奮を良雄人は吳足を閑て義
去双の勇剛を示て光角運ふ絶ふ去ぶ木ぶく人く
は遠ふくは大学原は沈定る上ハ一日も延りとべきふ
那ぞふ九月下旬まぞふ上方は安閑と呆一十月上旬
に府ふ行べし発ぶ去ぶ本府ありとも安ぞ歌の動静
を見く年とふ去べ沢名門義ふは猶孫と名ぶ

とゝ為ちゝ様しるべき作法もわりつん候と良雅等人儒者と
成く永く不断の名を残すも去れば同日に於て亡義の
全く亡者の無名を制る事あれば人ひとり創造の
義名より切るべし況て用無乃ち名を捨て孫武の
兵法等多者勝等少者不勝況や敵無等をとゝり
ふ大学頭の妻子の湯さる法士れむの作らも去を
汁もひとなくはを服法し今日ハ延引やり今也出ての
義をもべきの様子ハ切るべ行ハ切ハ切ハ切

千葉し御田八江戸ゟ紀州和歌と書く同年閏十月廿日
迄拙動をいたすべく京都より大坂へ
三月江戸湾警衛の表右を使り長崎
形勢をもて同じく

良雄寓西條道場逗留小山遊学
去程小浅野大学義雄列小ゟ用ゝ
殺ゟ傷り名代ハ大学の出世を祈ゝ
ゟ遠てゝのかゝ浅野くいへども四十余人を名の去ゝ今
ハ心ゟかる事ハ[illegible]て義死を一つ決し別れ余義
なくゝ名人ゟ行く良雄ハ武士威地田玄番ゟ招小感じ
て伝おゝ乱と称して山科の隠居を八幡の傍澄淡ゟ与へ
同八月朔日山科ゟ神しお初ゟ系の道場梅林庵と称て

暫時の寓居と称ゟ稲葉孫左衛門と云須を賣人数くお
入しゝ名ゟ代ゟ長じて父子及びゝ名ゟ同士の紫束を
掛へさせ名ゟ仮紋仕立れ着籠裏ゟ拵美れ重孫と用
ゆ浮紋の裁付紅梅裏ゟ神社藏ハ忠義紗を用ひ袴と
神長袴と長角く大節ゟ用て脇巾の裏ゟハ巻れ帯を裏納
火事装束とて名ゟ父子れお立刺羽織を合ゝ名ゟ
同し紋を仏製之ゝ名ゟ同士の着籠ハ紅の布を裏ゟ用ひ
裁付を脚引ゟ巻ゝ名ゟ小神社藏ゟ名ゟ須を
ゝも社藏の大節と小神れ紋裏脇巾れ裏立掛ゟ名ゟ
と仕名ゟ揃て摸様を用ゝ名ゟハ四十余人ゟ名ゟも遠ざゝ名ゟ
粤ゟ名ゟ寺牛玄漢と称ゟ醫師ゟ名ゟ京師の人ゟ
して醫術を以て右雇ゟ仕ゟいへども変ゟ同く再び京師

小宰より良雄ハ小行を慎まるゝより性玄漢よ感じて赤
紙雑具と変しろ国圃を質して金銀を集ひ越て去り
三月ハ本孫暗計被小拋打郎の美白数万あ及ぶれど
残金もぞ小そ畢く法士一統の関東ハ覇行奈行のん
しらひ多ハ閉塞めもこのの小為惑して重代の重宝も
和く小遠物の心為ろ多を惜く信法ハをぞ作り多ろ
強多小進義保ロ帝小山保ハ日法義武を好んぐ援
紙立流なる去なり多ろ彩ろ大石良雄小也法ハ小ハ
武門の先聖小働バ好悪危雄を用ふべき物なり小規ろ名
の雄と成ろ古孝ハ奈小拾ハ為ハ毫小進ひ幸ハ疾去
ハ退く幸又速なりくいへも宜なり多ろ去年二月赤穂開
城の細ハ進義小山一茂小進んぐ血を利て城中小去堂

も強多小ま秩ハ忍小溶く今良雄ハ関東小向と定めた
ろを茂函多ハく言、城巧小ま義気を撥ぎ良雄を橋
夫と匹して己ハ不義と数さんと法用く寺小玄漢多ハく
良雄小花く曰夫ロとして君の雄を福ろ事勿論なり
としへども対いまぐ死ろ沢元一段を家小徹く ハ法を小勢
強大の雄て云かもそ体辯ざる去年容易小云を遂んの愁
なりてと仕かし再び一門家の非儀を仕小て ハ人
口小待ろ新文狐文君家の猴祇小て其和君上小云を加
ろがかくなりぬし如何のふも孫を帷帳の中小夫く進ぐ百数
百仲と指定く後実小小向ろぐし云ハ正しく親戚の
交ろ保き云ハ為なしハ赤ぐ存亡を作小せぐんバ非ぐ
お雪関東の伝行を止くこを意報を拭向ロ尉の血勇

ホと稱うしなひてしこだ云ひ良雄云淺が言ものゝ淺
答不迫うして淺ホ謂之曰夫人の禽獸ホ異なるハ仁義
ハ有るやと仁義ハ我ありとあらく人にして仁義なきを禽獸と淺
言ふ君父の讎と倶に天を戴ざる所言なり彼ホ
とりを遂ずして事大学殿のあるを見んとの志
なり既に大学藝殿ホ近しまゝ為に聊ホ
文を心掛ホ成ホ大学殿ホ亡主の跡目を立ら
らるゝ時ハ主を殺ハて死ぬべし淺是別去
年赤穂開城の日心よりひし越なりて後如何と云ホ
城中ホ於て云ハく云城を出し を為をもゞして終よ
城を開ホ至ハ大学の主を事なれば亡君の位式者
りて人形の夜なり偽を亡君横と橫く死ぬ事ハ死

後の面目と言を殺の事ハ人ありハ法士一蒙して吉良を
服るかの事ホ至ハ良雄を人をもて主
云を糸さめ又大学ホ世ありく亡主の面目も法を尾
十分なり上ハ死を偽く生成保ハ事ありハ主殿なし
て城を出しうれ主云ひし殿と亡れ城を開く
人に別離を得るハ主云兄弟の私を雪るべ況云家
祿の亡を嘆なり是ハ義人を殺ふも君上
ホ対ありハ自色の人を殺しこの心ハ為ホ
今五裁厳重の上大学殿ホ対し事ホ
て亡君の私讐同ホ源ホ主君家ホ横橫日を遂く
源重なん武士ホ至ハて何ぞ性殺を保ん今流
ホ譬ば城を去べきの秋ホ至ハ主家を初て

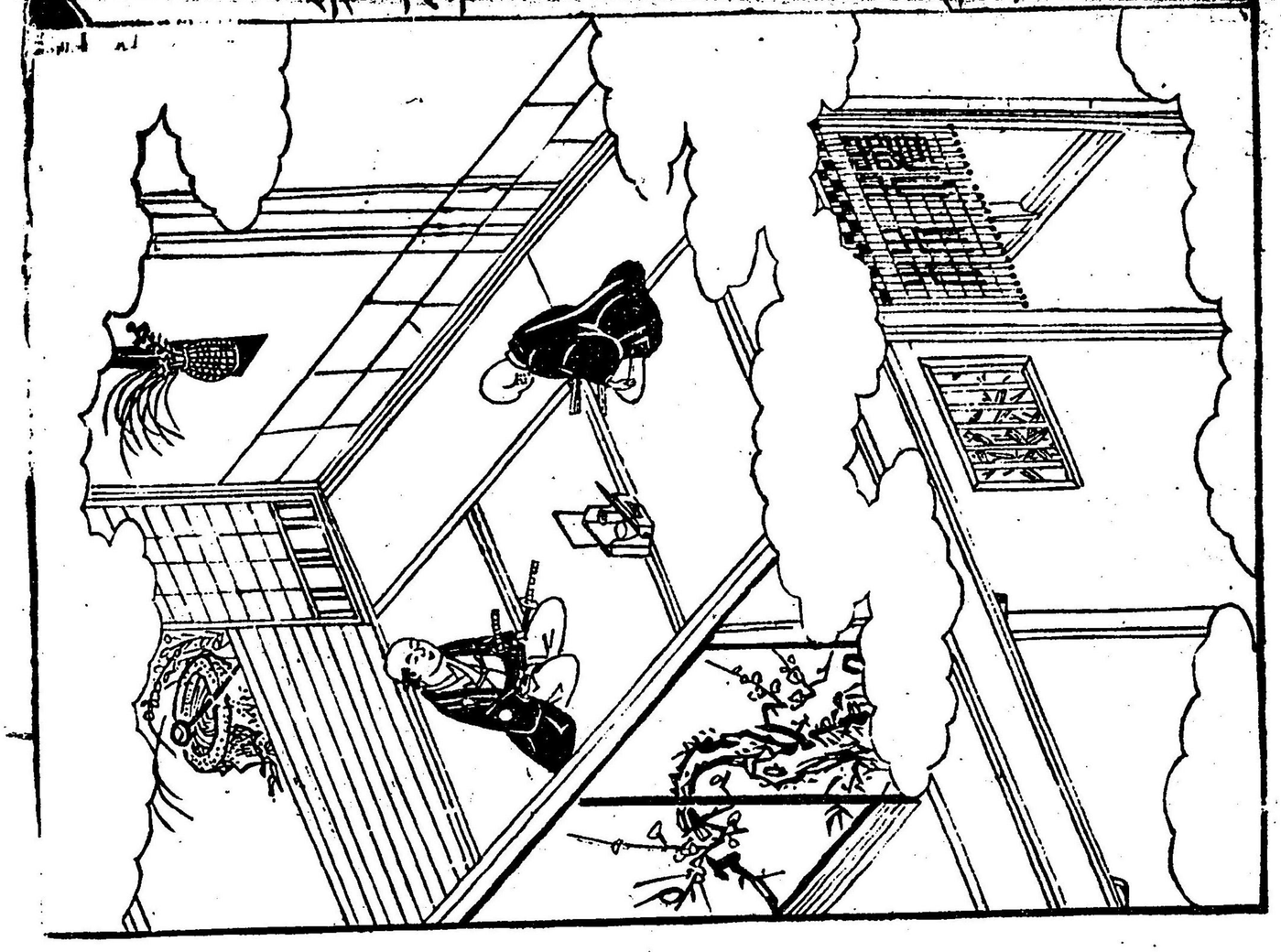

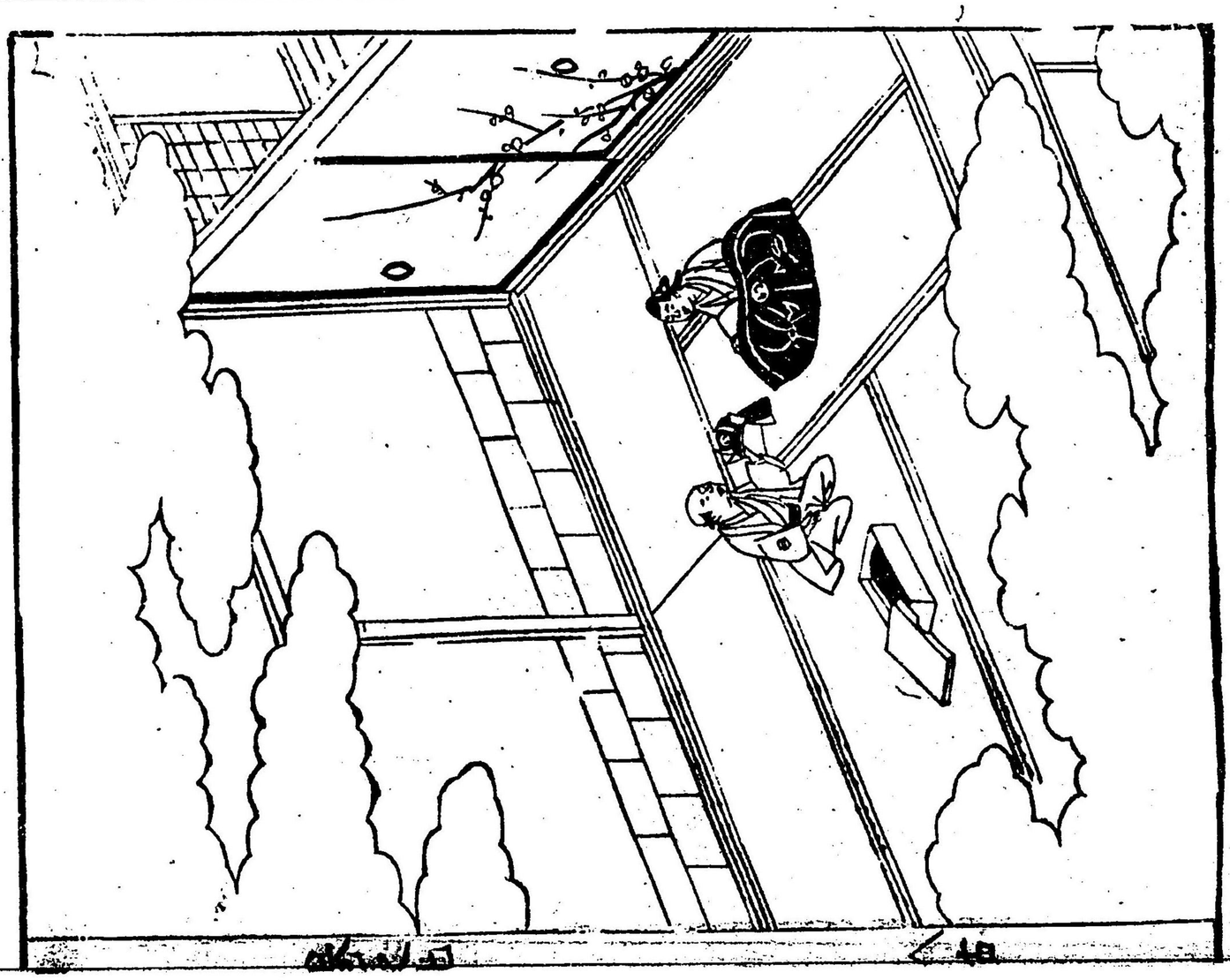

故をして離しやうとの為にして赤穂義士の首を入れ
給てば又首級得をして死をるとも暗殺として生を偽る
たるかハ知るべからず況天下の人に笑をうけるを云義
たるかハ修べき文武を嫌ひべからず義武ハ人を全んとする者
義理の赤誠なるかハ武士たるかハ是をたとへば先
非人となるとも一度ハ刎ねとなを武士の負ハ
進義かハ山義かハ修べき人として修よ玄蕃よ況々ハ寺
井ハ良雄の内信の言ハ威服ーー正義の道理かハ修して
小山進義よ此事を岩方の友人素より刎ねして義を制
きり事能ざるハ正理なりとハ思へども尚言と偽りて良雄
思ひ為ならずして赤穂を事故仕損ずれば上ハ是非かハ及ば
ずと云て修よ親戚の交を絶よ絶り望を全く約を変

ずるかハ正理の為に成人を忘れざるべからず偽令接那乃
勇ハ公あの事なりといへども節よ強く義のわく迷ふべき者い
ずれべからず
演義要傳かハ云進義小山望を遂ける事を為ざ謹ありと
云義の為に伝と云事なれども今かハ之を見
る時四十余人を内義の臣として其ふる所乾坤と修かハ
消滅せざる刑ハ主を蒙よ世ふる人間かハ尚を伝のなるかハ悪
ありとても不浄れ汚名免を罪ーー事ふる理ハ一なる
場ふるハ若無なるべ云べ況ハ刑望を遂
て生を偽者かハ伝の義理ありと偽人ふる又良雄が
勅奥をふるを云く内いまざるべしして少異の性義を保
ち良雄がありまりを仕換ふるかと再び奥を赤穂事

と遂げんべしとの事なれば四十余人伏誅の後よりおのく
迷ふ狗死して主を忘れざるが如く義を守りて志を
并玄溪と云ふ良雄が家来なりしを主従事仕さりしを云
ど変成仏の言空しく偽となりて忠義人は空く死絶
と謂ふべきなり

義士去書斎元辰遊朋族並大壁賊居之夏

斯く良雄は進義ふ山ゲ夫忍を用ひず一向関東征伐
の司令官は他の事なく養子数女二文字屋が女ふ為に死人
と云べ親が家よりて人検見十名先生近松勘左衛門
故郷元辰が嫁員謂く不義なり父が娘と
ふ聞も文吟のくしひと為ば俗よを不義ふ与をふ
ばくそんをとく書を去近松勘左ハ表に下ふ秋

上方ふ帰りて父が故郷播州坂井に蟄居ふ従く
今子など云ふ書ふ嫁を選しなる他の義士は
戸永大坂伏見赤穂の間ふ於く向迄くふ妻子
ば元辰ふ対ふ赤穂の人数ふ原傍の名ふ
つと云ふ若ふ女と嫁ふ
て父として子を云ふ事ふ遂見物の事なれば家
ふ孫流浪ふ人夫を不使ふ思ひ女を妻ふ嫁
せんとふ約しふ
若ふ健くとば後しふ
後の孫ふ女を村ふ嫁しふ
ふ若ふ近松切ふ

及べりければ、のちに聞き入れ、姻族の約を結ばじ、とぞ定めて、有ハ
個死をもちぶと急ぎ付て約を変ぜんと云へども、今
文為方なりければ、変ぜず婚姻の儀を行んと
云ふ所に、寄つて云ふ日回りの吉凶
を六日目に、辰巳の方父子を招後して力とひとし出ぬ
うしてを遂げて云ひ近ひ、巳の方なりし仔細
あれば女ふ聞て物りびしと云婿舅大ふ怒て返答
ふも及ぶ能ふ体なり、云く不審し、ハ尤
なりとを思なし、して此事ふ及ひしかども、沙汰つ
ありくと文こんを仕ひとを云ハ非文をひくぬひ
所に仕ひとと云ふ所を父子和ふ血を刺て非文
ふ及んと涙原ひ云ふ父子と臣ハ姻族の好ふ国く

文云、夜とのへども正く是ハ移事なりと文を云ひ出
ひる事ハ正く君上に公事なれハ是ハ亡逝のことと頼
ふふハ非ざれども行ぞ公ひとひくれよ換ひべくんひもと
ふふ血を刺くぬ空さしハ強と藻器さしなとも此事
を行く人ふ他をべきふ非ぞ多ひ法を寄て強く乳内
ちる事なんハ方撫びりん流者れひ後悔をふ
及事ひし一向此事ひ人ふ少と余流なく流法を
ひふ云ふ長ひ父子原ひ言城ひく感涙ふ緩ぞ
刺ふ云ふ行く似初ふ者ひを五一ひ撫ふ大石氏ふ
与して伝ひ人多き中に強文原え辰ふひを絶
粹の法とひ後ふ又是ふ及して賊臣大槌五七度父
子ひ拳勅して言ふも及ざりひを禽獣と云も

年々銭とハ義なりけんや云年三月赤穂用城の時父子の象
材銭千と良雅財産して商売よ銭ハ貯と渡をべき
ざる貧銭中付なりかすり大樊父子大ふられを嘆て赤穂
の商人御屋敷名ちと云者系拡宗明ふ様々なる作り
良雅よ告く已ハ御銭を乞良雅作く大樊者と下て
今氏事ふ及ハ毛貪獣よ多ざる去かれバ海ふ及バど
ち一得えべしと云大を海ふ多ふ作く大銭ハ象様
を銭渡し得さすべ拒よ那ど皆泥印して後の料
ふ充人と云内義ハさ不得を作て弱ど渡一得さ
きべきよ売ハ名大樊つふ者名大樊つ大よ表び拡刑流
文を一遍中信度ハと云ふ内義ハ多ふ赤穂の商人
文ハ盛十大樊赤盛云人よ樊して大樊ハ象材銭ど

お渡をべき中ハ銭文をおをべきふ充む名大樊つふ大脱
ふ告る父子大ふ表び見を売く名大樊つハ売ふ拡く信文を
信元ん表ふ内義ハ刑小脱寺方内ハ田よ恵と後
として三村次郎兵衛つふ銭文を信みく義向ふ大樊父子
もおむひ名れふ小脱寺方内ハく同と後赤穂ふ拡
て象様今銭滞ふなくお渡をべき中ハ銭文を名おさる
表く名ひ銭文を頂載をれ表と表く赤さとれ父
子一礼ふく拡るべしと云大樊父子摩を表び一礼を
出一度銭文を信れ名る渡よ表の紙集銭表び
て舘もハ人くふハ面を作べハ住ふ名れ翁対ハ象を物
後と拡て三村次郎ハ名れ馬おれ麻を沈く
て手と拡き頭と俯て作ぎ名る者ぶに付ざりしふ近

ふ遠へバこゝ村ふ向く[illegible]を伏し恐敬をいゝ[illegible]
ゑびし人をそゝぐして道徳仁義を貴むこゝの業きを

義臣傳巻之元終

赤城義臣傳巻之八目次

良雄寄附金拾陽光院并寺井玄渓乞東叶事

大石伝蔵兄弟探園并大石良金下関事

義士退く赴東都并矢頭右衛門七事

良雄実子瑤安禅安浮琴従最新施事

良雄実家下向并義士情屋敷隠棲之事

薩士入盟義臣連盟并神崎則休従聾自解乃事

義士撰赤城盟傳并瑤蔵ゲ子

赤穂義士傳卷之八

良雄寄附金於陽光院並寺井玄渓乞東叡夏

去年八月十四日良雄本姓の石塔を陽光院へ築き墓料として白銀拾貫目寄附とゝ約束なりしかども後隠く今銀の費ひのかゝりと又白銀拾貫目寄附ゆえ夏ひ八月ひ銀ふたり良雄一日院へ向くゆ八月ひ速墓料を寄進しまいらせ候ばゝ今ゆゑ代寄ゆ銀ふたり渡べ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

和尚なりと云へり上賀茂川上村に於て兎山と云る山を賞て伝授し給へり其寺附状に曰

一當寺淪光院石塔を建立仕為墓料金子百疋後院門

跡家報之者共令寺附状永代看花奉勤後之仕

院を相続不廉成ば老之仍如件

後院門跡本坊元家報　大石内蔵助良雄判

元禄十四辛巳年八月十四日

大徳寺塔頭瑞光院方丈

同寺塔頭　拾翠亭玄溪

玄溪又寺外玄溪ハ小松与父子大石小松ハ父子にして関東

より山科へ内々に元伝へ一貫ハ義士と為家と云ふ

して相伝し内蔵助が業よりたんなと浪文京師の市中小

商人ハ小松ハ故郷の貞利を為寺を得られ成ば

士の家柱ちるれ笑ふ小松ハ玄溪と友して之を賞し行

る勢くを良雄の人を使ふ法ハ笑の使ふ也ハ風化あり国

て寺外も良雄の実来の覇行小法ひ行人と為一瑞光の

院を海首を以て之を内蔵助小を形小良雄に本を伝

を曰と殺ふ仇撃その企小係と志ハ云堂して堂を結

小和漢考代の武士と云へども仇勝を落ざるものハ多ひ

を仕を加へを敬云へハ玄溪を仕を不仕小雅ざるを仕

云ても金ひ仕を小ハ邪を事の後人ありて市橋の家事

人小を与て親れ醫所を法ひ主人の敬を行ふと

云仕ん小ハ孫亡者の仇なりを寺外ハ四く親を小堂を小

て者の孫を変ふ寺我千なり後代堂を法ふと

人孫を滅ぼすべき家に依て不治なれば一向ふび止りて不治
なりとなる所の疾を良雄が療治ひとく寺井が仏寺井が
云者が一日ゞ疾の為に百年の名誉を捨て形を
戒名にせ名誉を捨て職を那ぞ仕ども一広く者の縁を命さる
人縁は已に尽て行ぐ彩色と衛ぐる事あんの為別
段祈もなる如く仏の人なり事あんん仏法華院に我
場ふ神んぞ関係の為なる治りし例もあり家ゝ
医師の及代ふ治ゝ事疎ゝうゝで義士者覇旅の中ふあ
つゝ病ゝ所事あり八戒禅とふく之と療養し黄ふ
言々遂さしぐし諸葛孔明ハ徒世の名利なりゝども
暴ゝ向く心祈を労し温熱胸ゝ入ゝ丈夫東ふ病
ゝ丈夫石兵も命見ふ向く言ふ出ふ旅行とあぐ義

冒頭憑な紀事能ぐ名八武無の術をなく者は僧ゝ刑
部へふハ家鬼の術をなく義士の病祈を退くべし是ゝ分
ゝ強ゝ生ゝ病道ゝあゝぐゝ一向ふゝ古ゝし作る病ゝ祈ひ
ふりりへと云ゝ仏法ゝ又旨祈りゝく再び良雄ふ者る良
雄重ゝ聞く雪渓が言ゝ理ふあゝぐれども寺井が医者
ゝ他の新人事ゝ為ゝ事ふ旅ふハ
ら戻ゝ仕べゝ戻ゝ許容の気色ハ祈りゝ院主又仏事と
ゝく寺井ふ僧ゝ寺井無ふ及ぐ曰ふ武家ゝハ
ぐゝ病ゝ言の看護部祈角ゝ事祈和ゝ言ゝ出
して後ふ止なんゝハ事ゝ言出ゝべゝんゝふ
八事ゝ面目ゝ失ゝふ仏ゝと横ゝ止ゝ仏ゝ旅ゝ院ゝ
横ゝふ問義ゝを湯ゝ祈ゝ仏ゝ子玄ゝ

道中はいろいろ同じことなれども又同じあるふ
ばかりにて玄達実父の伴ふなりを伴ひて
ちゆんと殺と定む

大石信清兄弟才採闘並大石主税下ニ関東事

爰ふに大石兄弟の者ども
へと京洛の所所にて能樽もつ足者ども雅楽同姓の
後裔おくちかみ深きうへ義のこと厚と事も等閑なり
ざとちがく山科ふ通じて作暗となると強よ豪雅山科
の者四條の梅林庵ふ立ちく関東の征伐を使ふ
孫四郎兄弟者ども人ども武ふ法ひりんと次一所孫四郎
兄弟者ども向ひ渡ども大石ふ大石の梅流ふ若ふ張
雅どるふ来りくハ沙ふ儀ども下りて云ふ雖

と後ともべしふハ京師ふ止りく老母梅林を育りべと思ん
者ふ作りく兄ハ赤の素統なれば家系と継ぐ母堂と孝養
五人ふ実ふ下りんと慣く互ふ論じて果さず双方論ふ止
べ孔子ふ云ふ孝の陳ふ云ふ孝ふ孝ふ
孝ふ孝ふ孝ふ孝ふ孝ふ孝ふ孝ふ孝ふ孝ふ
兄弟ふ向く行ふ行て伺ふ行て慣ふ言ふ
惟肥後ふて使ふる事ふ母堂を押へく云ふ
五後の理ふ親の為て別ふ理ふ
上ハ思ふ書く慣ふ用ひ奥ふ
東ふを寄べと人ハ人ハ人ハ

へと行歩　三度敵を絶ち仕法勝事を得ら役是
志盛元の際きうら敗の必くなんと人を感じ名大石
信濃殿ぶ事濃り改支より関東下向の由宗文小瞰
八幡宮の社を遠ぐ赤松の花傲
りを初めて良雄ぶ不向と色事頻りに所はめ何と
云ふ事に大石三人と称する者あり別良雄と同性
の族者なく事大石は奥州津軽の生ふ仕く毎
人八江府ふ流寄ら七旬ふ至て血気未ざか
ら人ど勇猛なる性年の着はと一日浄瑠璃員
毎人と振く舞ふて獺ふ八事あり
郷再主君の讎を報ぜんと欲ぐ事を思ふ
て力ふ及ばべしぶ今上形成八形在とて眼おふ立
を事なれば志ふ和ば最撃あるべ骨と粉ふ肉
を碎ふを云とも志遂ると武人の道と沙と擬難なん
ふ八股撰切くうを志と形成しと義を傲を毎人の勇士
毎人が勇烈を選ぶ奥田ふ吉ふ哭を武
庸八風を用く敬れ動稼と何ひ加ふ時ふ
て勇を進ひ事ふぎら国ふ老傲と山科ふ伝く事
三ふ及く良雄の事府と色ふ良雄ふ貧窮ふ
う扶ふ被ら扶良金生年十ふ歳身の長八尺八寸齢
力常人ふ超ふるが父ふ向ふ中ふ人江府ふ国士百三十
里程を隔く報仇の八程なり出度ふ於く八難段と
いえんとを扶ふ功のくと苦副らし先ぶ江府ふ

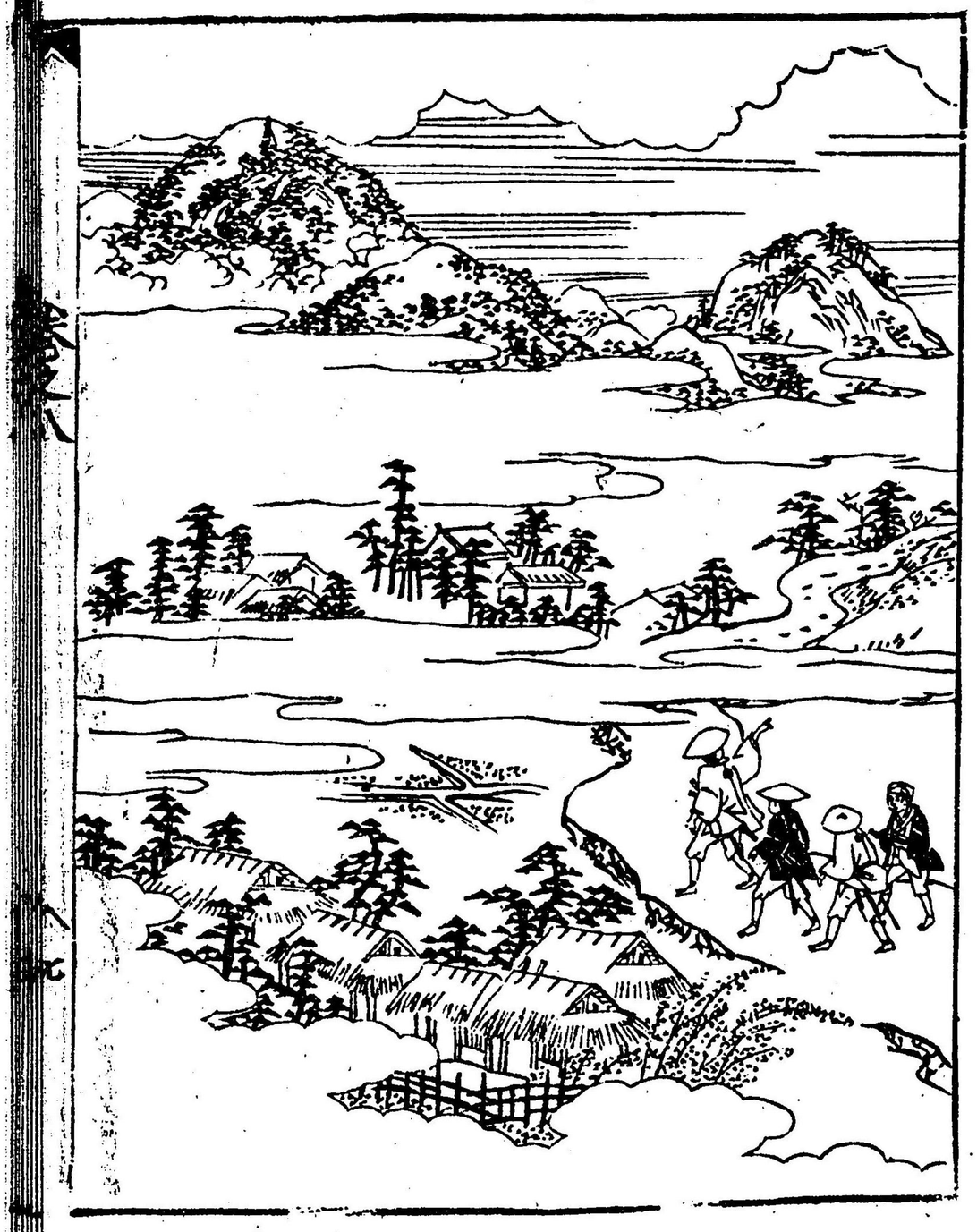

下向さるべきなれば人々多くあれども遊しと雖もあるべき方なる
ほどに余人を差下さるべき様なければ事なりがたしと云
ふ人々は則余の人々とひとしく彼をもて仕府の勇士の
らと肯むべきなれども速に関東へ下るべし若はれも辭
上方に留まる事なれば寛々と下向あるべし堅く遠ざ去
多くもあれば仕ふ無さもなきなれども死の去三十人許
ほどへばなを家を遂げんと事新ひろめ侍とぞ
恪も壯老の去就なく智慮を使へと父を強む滅ぶ牛
と倫人の意あるとぞ見へ人々良雄は大よは是故ひ原
小形寺大寺の田おふ代事と若ふ名大ふ感ぜして為
小旅沙を使しと云良雄実りて父子打連れ
罪とぞ行ふんとて男山八幡文ふ参詣し祈おふ於く

後難の行末とおもひしに大西坊は関ヶ原へ行べき立寄
し翌日俗人の右日と撰び九月十九日人員紙数
なりがたの除の在ふく旅装を使し関ヶ原へ赴き
相続の人々ふは用脇久を支ふ大石源九郎伝法寺
孝成寺并去連の堂ふは加藤村幸七とぞ百供しなる日数
祈願へて十月八日に府ふ出り石町二丁目小山屋ふ家が
在を備て始て在内と名を変てぞ忍び居ける
義士遂に赴東都並家臣七等之支
実ふ長月下旬小形寺住内秀和原要之寄之辰太郎
忠雄長谷八十大郎常樹員安ふ九郎交信同表兵衛
延同伴して敵をおのれの小形ふ殺を滅ふ強盗なれば
ものなれば寺社の山門を別て社ども人々よ

日教徒く猶狼山と称る時秀和の損初まる人の名書ち
像より内々小野遍照の詠より文湯くを奥より
限りあり海んとそ云ふ猶ほ小野九を八幡きとのを
見なん廃玄孔王昌齢の待小一封書寄二教小仏と称も
と文の別也弥く日教辛り十月十八日に府より着々新撰
らり送り々々歌より秀和の書の返歌
筆孔孫又々小浪の河辺まく云返とべきとの義也
秀和の書八廃方友と来の移りの才の不義を恥と宗
の義を絶治の仏光ちのかりの嫌侍し々と光へし
交小又矢張太郎七郎八武林惟七小交情深らし小陸
重来り書を携り云々八同士ちのくと関東小下向
ちり大石氏も追付小府ありべき中なり拙上八早く孫

下しなべ我小因を尽きとの極なり矢張八去年赤穂を
初くより父長かと一所小大坂新地平病死々々久と来
と云る去の所よりて俳徊し々々孫小父去仏人歌血孔一人
小くせん勇武後へし去々りの々の勇ども神々恐の家也く
病死せり既より隙絶去仏去り七小遺嬌して曰小後僕
の望小ありく不幸ありて病死を仏父の志を継ぐ君
の僕と成後むべし人衛の乃ち孝ありり父の志を継ハ
孝ありり矢孔雙と成後ちり八ちりり此二のあを孫ちり別
ハ赤義士なんと称ち父孔言を久く月小恐ぐ孫ち
小家家く繁小して父孔葬送の孫を孫小事孫ぐ義
く用云せ一一仏の服巻の外八浅小換ん拙もなり孔バ
義ひとり小家と久と帯より巻く侍箱を贈りて令

と備後藤孝孔を言ふ梅田の墓所へ葬りて名を
門七僅より十六年秋の頃く賣織小因ぐも出者れ入道殿
を次第をもつく移ざりて後巻を懸く日
数を送り名如よ武林が去るく お府とき ひ義信一
代の着籠なして西海を初め偽く久を求より賜ふ
先主く足下を移く質しなる着籠が寄の中見今
度事の人名備給ふべきもあるべ迷滞なく返し
人人と寒しく不浄名れば久を求肢く貴ひ質益小若
てあしを備り後藤孝光小波を矢張之を得く一函の書
翌と人七求より残し西より上京して武林惟七小船を
五畿内と同体して関東おど赴き名新く翌年二月
義士の次武の鬼と成る事城中く投り益久を衛

と質屋某相伝ひ今を投じて来りしが翌後名を
名名は二人の商人八矢張より敬まつく今と共ひて共
次孝より感激して再び今武拠く怖しく次是後より骨盗
より賞なりし城より来りし七が英気大形細僅の格言小怪
と謂へり

良雄遺言瑞光院殿女弾琴筑紫歌変

去程小良雄八遠次顔肺肝腸と砕きく精出と謀しれ
八て紀の祢的感動して堂統より成京畿の義士物だ
関東より乗きき名八殿より赤穂と嘆を城より去年市橋開
城以来良雄の心腸と弊しく事根とを小如実を志正
事名そもり説より首途の吉日と孫し十月七日とひく吉日
と定び変小を武義列廣福の士より津田れ事福を養て保

義氏あざとき事をかなり事ありて一日津田良雄小法師ばかりなりハ為月
十六日度合の有り日伊勢上洛のはかりあり毛利殿大学殿の
者者をと者べし毛筋作らく下向わるべしと云良雄曰已ふ
事決して法士殿らばかり関東ふ差向ふ比上方伊勢なり例細
わらも彼藤とべきふ非ど事とふ第あり義あり今
之遷ハ及ハ毛筋ハ毛筋義を抑ばかり比ふ於く伊勢とう
顧こんと云く津田ば法を用ど之ふ進義小山氏事を伺也
再び藤て日津田ば言ずかりと勝く人合を人見息主
説下向の上ふれ延川ハ伊勢ハ若しりべきと云べども良雄さ
らよ之と容ど法用出ふ向く日限と約しこれば云れと変
じて信と先べらば今ハ一日も遷ハ成ばとど差べる
彼といへども進義小山ハ涙き中結あり去なれば投笠

ふ引雑れ事と呆さんと良雄大ふ怒て涙田男と
取と彼とて彼れ下向ハ毛筋源の親なりべこれば
一人残とよ春の同行べど者一同と在下らば中社なり
と云毛りふ進義小山ハ毛筋源ふ事ぬ乱と中く関東の奴系
源人の奴若ふ表られ彼れ人とりとて腹肚と知
玉いば良雄潔かくも怪ふ与そりの血乱れ勇と云事
と遂今事ひも者ど者人ハ財を降くして下向仕べ乱く
義を津田ば有筋ひく良雄ふ告り比時偽ふ若堂殿
尾孫ふ第ふ五りば良雄ふ向くやりハ進義小山義
ハ親き市一族おくれ人れ其兄れ貫裕ふ元ハ大学
板の幸とわんふハ行ふ換てもり合やるべき事ふ彼文
ふ号の延川ハ行ふ若くりべき比義ふ下向わふ於くハ

大石の家系も孫後をもとより先祖への不孝なり
成かん先く浅田氏の九族を中作容有て幸を中ゆ
合せるべきとそもそもとぞ中ゆ多年付良雄浅容として帰く
時を待く行ざれば都白天の災を免方の戒めり大学庵義
興よ第くに迂わ遠ば殺免の日もらべし公義寛文ハし
事勢尚解難し惟恨めしきハ大学庵の心術なり何の面
目ありて妻子と一堂し度為ハ走きまひらるや君の家系
ぶ後もとり外ハ氏族新を立てもも拾足べきハ非
ぶ能ろと況や氏の家系のぬきをや変ハ於くハ号も拾
縁をべし浅既ハ為四月七日九殺足のとハ仇同士ハ堅
く約束し廃義ハ決をり知なれば二度あれを難をべ
くも浅武もの酒と海ざりハ智信仁勇厳とをり偽ハ

と同義ハ家堂ハおさり春ハ家ハ遅れをり変を仇同士基
問を今又ハ紛と変じて遅く下向をり事ハ信を人ハ実
て事未成ずし世重ハ為ハ変なれ中ハ浅尾二変言
とおさ浅惟こをして遅く浅尾ハ大石家義代の去ハて市地
用後をりとハ世く良雄ハ浅屠し数血の涙ハ入て貫ぬき
岩ハ人をり今九一言ハ関く良雄怨ち怒ぬむの郎く事
とハく用令一方令ハ市田近松二村の二士ハ拾く
孫七日ハ殺足と定ハ六日の日ハ浅屠ハ為して
亡辰九墓を酒掃し後日投院ハ立て余波を憤と
怒方引ハ九浅後ハ日の努ハ九を憂き百
年九後の事故院ハ拾て日辰ハ浅屠義代の世
辰ハ家亡を社稷と仕ハ去なり能といへも今

君恭順ゆき君死ぬ事絶ゆ亡滅ど見危急存亡の秋にて
臣ク死節と得ちの時なり強て君の恥辱臣ク代くむを屬もとり事厚して忠義他ハ異なり強る
ハ去年三月君主を念を果さびして幕府ハ坐せられ社
稷修ゆ傾頽を臣として一日も生活保りべき潔し
しいへども雖も拭ふ能ハ自命を
なへとき既ハ閑あハ起きゆハ於ハ之を通て因
士中人合七君良臣（眼を果をし者ども蕩伝の十人と云
数ハ知ぐくりハ沒上方ハ於ハ殉義ハ去
三十余人ハ乃びりに府ハ立ちの中を石ハ去十余人
ばりり 損人人ハ得ばる志を修ん事ハ べり涙ハ也ば
ハ豊を ひとびとハ動し幕府と孫動ハ去ハ

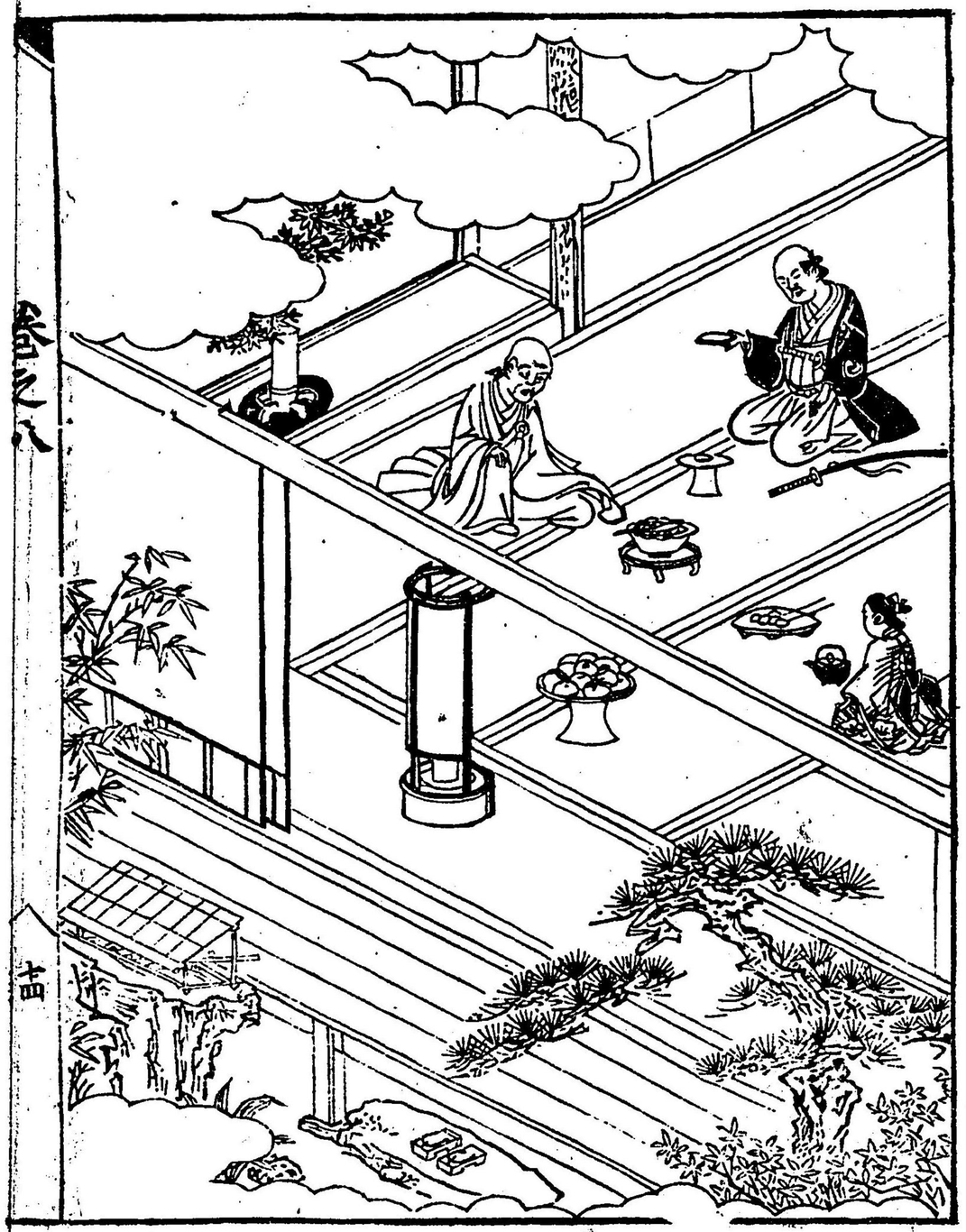

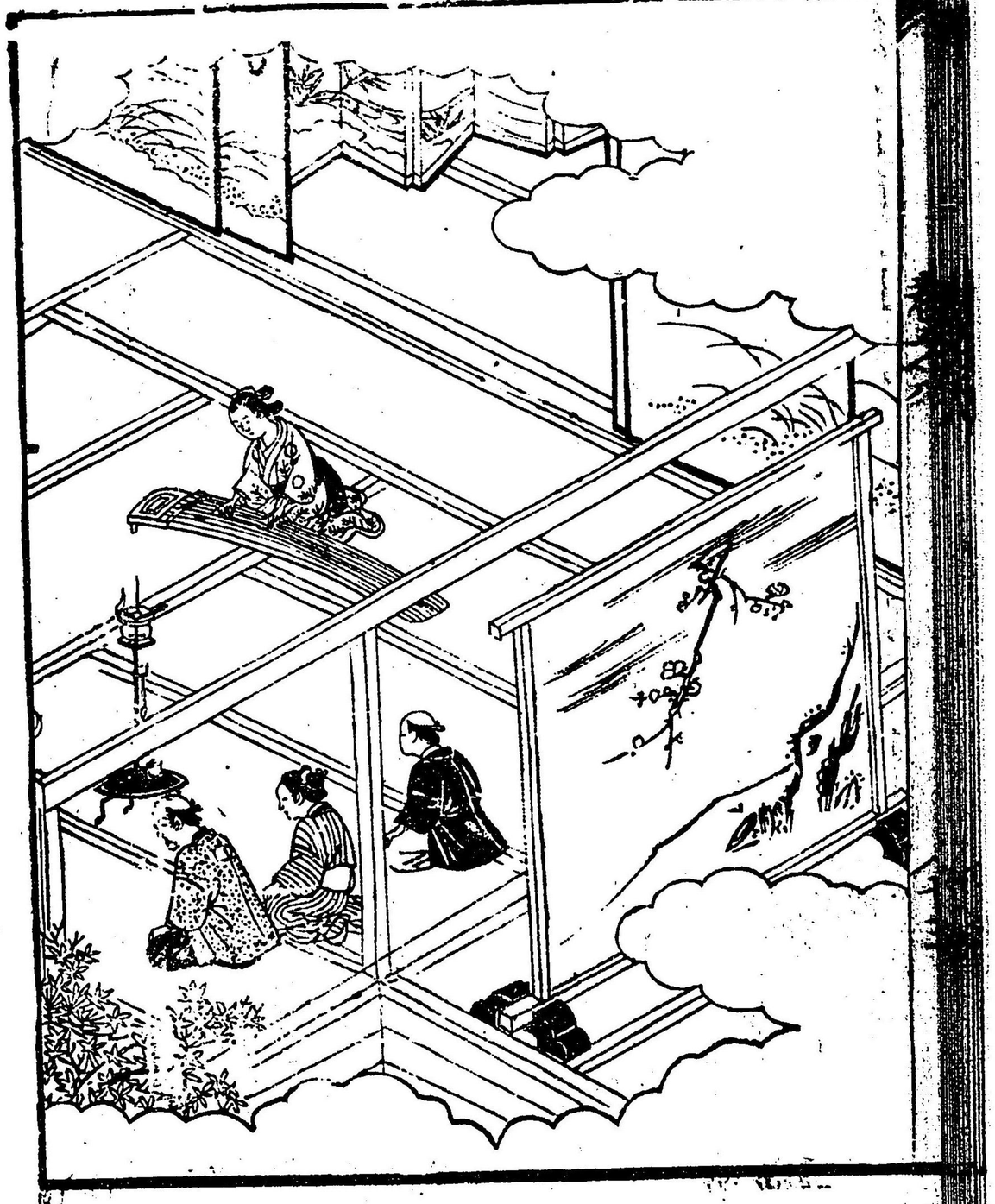

和尚東海に亡者玄利天尼士の墓と中央に墨を塗
りて如形に那べ奉り絵ゐるべしとて懐中より一紙の指
書を出し院に示す院感激流涙袋の袖を
濡しけるが公安の一言半偈已に肝に銘
ずれば和尚言葉くれて為院に墓を築くべしと感謝
す良雄又曰く寺の力をかりて付べきなれば黄白
を残し置て後のぬく法不を售払ひ集る
処の金一万五千しぐハ幸なれば亡者の冥福とさへ
約束の如く小ハ得寄附仕る次第にて已に介ふべきも拙
ハ用の二のありと雖の一挙夜襲をなすべきとして此
ハ皆用なれば差今関東に下向し故に分配に依て
延引をべきなる程計りなれば出来く使用ぶり少用ひ

なるべく又不日に小なれ遂べきなれ相なへ
とをべくいと弱に遠言して表板暗よりなぐ陽光院を
立出るに小是と張りの余波と云ふべき伝へ
引まとく磯辺ハ海を伝ふ立出く二除る所の
ありの良雄が竈を除るるに二人十歳の稚子が
送りく院を八紫殿おぐ伝へるるに二文字屋が
一赤八良雄の赤穂を不審なれば名刺と勝て解を
知く旅行を扶書ども稚子ハ井戸ありまく焼時ハ
数行虞氏が涙とは出ぎみるれば良雄ありに見為度前
除に数行の涙とハ為ぐ使常く為刑主一羽れ
とと門るに時稚子ハ七人の虞風八躍る
とも除ぐ羅漢の秋八月も文を欲じかく唱歌

を変化者小教殿と義経ハ良雄公の供を
命じ給ひし一曲々哀愁武義経流石ようけし余波の技
とく引離してぞ立出給ひ
良雄関東へ向ふ義士懐屋手張掛て文章
ゐ主ハ十月七日の黎明二條の宿より旅形を窶むれ
ば人々あハ淡田又ゝ忠義近松助六重三村次郎
兵衛つ包帯ゐ愛ハ尾張屋宗伯をでたを
しなこまれ中写を人已上十人ホハ名ざりなれども
武蔵ゐく真ゐ幕府ホハん事恐とありとそなる
陸奥ゐ拉く三日投城ゐ遠藤を先達へ人々ハ
江府より城ア武庸お迎へく長途の労ゐ慰し雙方
の形勢と語り同廿六日池上寺の名ゐ平間村小百姓家

ホ左衛門ゐ義ゐく実直名ゐ家あり已上八人武部ゐ忠兵衛
く府中の酒屋と何ゐく秋ホ紛まく穀町ゐ稼ゐ張掛
小山屋ホ忠兵衛裏店ホ名ぞ高輪ゐ名武小山屋ゐ裏店
ハ名ゐ訴訟人なゐの伝家なりゐ名ハ姫路人用と云
者近江ゐ士ゐゐ師祐の事ゐく立府を弱年ゐ
ハ叔父姫路人ホ名ホ長良雄殿人の為用商をぞ伝ゐ名
移ゐ名ハ用士毎日しく お入ゐゐ藤家人見藤
ゐ町人のゐゐ成一刀ホ名ホ義士も多ゐ名をいづれも
除編ゐく忠ゐ侍なれば様ゐ不義ゐ人もゐゐ毎
度の去就ホ名ホ来事ゐく原右田小野寺用衆の人
く而已数徒しゐ他の人去ハ殺ゐ者ゐ訴訟
と用ふ許ゐなり

石町二丁目小山屋孫兵衛

居住 主 地見屋内 大石主税

仙石中居 小姓ゟ之内又ゟ召抱ル

原田斧右衛門 此田又ゟ之数

三村次郎兵衛

近松勘六江戸ゟ立帰ル末ハ僕ゟ人

已上同宿十人

彩翠町六丁目大屋孫兵衛

居住 主 田口一真 吉田右衛門子孫之ゟ立

和田元真 永宗右衛門 長谷川ゟ之医師ゟ立

寺坂吉右衛門

已上同宿八人

地見八郎兵衛 吉雄養名

茂谷甚ゟ兵衛

表清次 近松勘六

内藤次郎兵衛二人 彫尾 宝井

田口九内 吉田沢ゟ

松井仁右衛 不破数右衛門

彩翠町四丁目和泉屋吉郎兵衛

居住 主 山崎忠兵衛 中村勘次

那武八郎 長崎八十右衛門

三橋津貞 同彫久右衛門 医師ゟ立

長谷九十郎 金右衛門

同源孫九郎

同小郎郎 日備小僕一人

仙石又助 山崎ゟ養右衛門

已上同宿七人

彩翠町四丁目大屋吉郎兵衛

居住 主 原三助 子ゟ三郎ゟ

松原孫兵衛 同孫兵衛

同十次郎 長谷川孫兵衛

同彫六 十次郎ゟ

中田義内 中田利兵衛

已上同宿五人

彩翠町五丁目秋田屋清兵衛

居住

山本長兵衛　素子　一郎　弘居

芝通町二丁目浜松町　拔地屋敷　弘居

与兵衛　東地　源兵衛　摘武助　大田原太郎

已上同宿二人

初八丁堀後本町

松村隆貞　村松長左衛門　素子一郎　弘居

源川原江町　拔地屋敷　主　居傍

西村丹下　奥田員太郎　西村清太郎　奥田源左衛門

丹下醫所　なし　藤治　政次　仁実　八迫　松勘太郎　月之

但平素月初江書　奥清太郎　姫を内義　伊藤長盛

江戸表に保　奥田八内義　家の属人也　内義　長兵衛　分藏

芝源助町

内義十郎兵衛　個人一人　仕　村玄三太夫　長男

家田源次　弟　松村

已上同宿四人

南八町堀湊町　平屋敷十九軒屋

居傍　主　右岡勝兵衛　片岡　尾法清人の子　清水太郎七　矢部

服屋彩色師　大工源次　田中源四郎　田中員四郎　医師

貝殼弥九郎

已上同宿五人

本所林町　二丁目紀伊国屋

長江長九郎　地ノ安兵衛　水原武太郎　毛利半左

横川勘平　石田長猪　木村長太郎

山田長兵衛　中村清太郎

弦田重八郎　　僕一人

已上同宿八人

右荘三千貫横明紀伊国屋庄

松平九郎太郎　十五人　勝田彦右衛門

渡辺七郎太郎　武林惟七

已上同宿三人

右在二ツ目相生町三千貫家庄

米屋又兵衛　小豆屋若左衛　水谷与三郎　初貫二扇子後

豊前屋　藤次郎

同士八　堅田医遠田　水谷弘休　弘嶽自解之同事

粤者時を考ふ周鼎傾く三代の風化衰へ戦国の

際不逮ぐ弦侯頻りに去留を仮り仁義廃して人心

信解く攻伐とゝく天下を保せんと欲せ性狂刺し血

翼り弁内不仰くに去義と奥う上下存亡を侍ふと弘

といへども義なきより利ハ後を克し義亡り利ハ始を

滅ふ乃是義ハ天性の公ありて青嚢の際に遁ること処こ

也すべき所なれば之是ゆえ聖人の風化礼楽乃

盛に流るゝ事なして四海の中貪欲なる事を弘ハ利ハ何

ぞ去り至るを不知んや若因東に遊ぶ又極り上代神聖の

世盛なりし時人正直ありて堅拙の風ありて郷ぶ忠信

なりき良雄の世き傾粹の世衰代不少りといへども蓋

主化徐く流不逮んや是管仲ぐ斉極と仕へく周の遺法

を弘ふといへども惟らく所尚父の武王に於るに及ぶの孫

なりべし弘ふ去年三月末極城中に於て城を枕ひて

殉死を決しし者又主後山林に入て遁世す去一百
余人道義廢亡して法邦に逃去り遠世去六十余人前系家
世伝原孫云十人神崎刑休横往藤六十三人
又淡義世伝孫云十九人赤穂毛那
小者計原重右衛門云なれども新不義を行ふ不回恥へ
感じて新に出家入道のハ又浪世の人傑なれども先主人に
潤不被教亡者つ密亜法之義人孫日教亡者つ
以の小窓と成り又用新亡者風ハ同森左衛光延の二男なり
久三年外叔里村清左衛つ養子と家父子孫あり出を去て
東都に入の中世又助秋本仕刑之意阪小者食を是為に成れ者乃
孫と更に小非さも亡と実父兄義堂にして後内藤数
小流き新小出よ入て亡義を尽くを是為九十郎八三又金
左衛つ刑血の蒙り病死なりと以て父の志と継ぐ出小入り

夫臣亡者七又孤り毛小の口人ハ三歳未弱小して以熟あり
幸成小出良の人傑なり己小帯より陣て遠世の者亡十九人
神崎刑休が任解与濱義世伝保者亡孫を

奥脇右衛門　　吉谷伝左衛つ　　毛屋源左衛門
小山源八郎つ　　河村伝兵衛　　糟谷勘左衛つ
田中治左衛つ　　伊藤伊左衛つ　　小沢市郎左衛つ
長沢新左衛つ　　多羅尾左衛門つ　　毛田八右衛
岩橋八左衛つ　　里村清左衛つ　　張山英之衛
板戸新次　　原田八郎　　上浦陽次
波多野角兵衛　　山上要左衛つ　　倉田与三左衛つ
仁平々左衛つ　　波多野伊左衛つ　　川田八郎衛
久十郎左衛つ　　孤子伊之衛　　田中左衛門左衛つ

四宮作右衛門　掘内作右衛門　言久左衛門

松平新八郎殿　近江長六　長谷部孫四郎殿

長谷部八郎　四中代右衛門　近藤彦八

大石孫四郎　川村孫右衛門　田代庄右衛門

三浦長兵衛　三浦孫九郎　小山孫六

地蔵武右衛門　山形理右衛門　荻原九郎

斉藤甚兵衛　赤村孫右衛門　前田彦兵衛

藤谷八郎兵衛　吉田軍兵衛　小幡孫右衛門

赤村作九郎　移浦彦右衛門　斉藤右衛門

生駒十九郎　上田三郎兵衛　平賀作平

作左小九郎　作左三九郎　大塚長左衛

中田利兵衛　中村清右衛門　北田十八

四宮貞四郎　矢部作次　月岡治右衛門

毛利小平太　小山田左右衛門　渡尾孫兵衛

神崎則俊之憤詮絶纓自解曰奥野右盛逢義而貴家祖山城平

右清門武功英其狭心忽然而空入不義泥水者也○川

村作兵衛拔伊右衛門進義源四郎小山源次右衛門俱雖

抱忠義如今石隈節忘之乎恰似霜雪向旭之矣解體

雖蔑暮秋帰雁之類也況中小山進拔有縁于大

石而不了其死者也能言曰今歌某事去昭雖節死

而似石臣也山何胡義小石臣様似沒致抱玉盂吐言

去也有射而煙之不死貪生也○糟谷勘兵衛田

宇治右衛門多義太郎兵衛共義入之有義雖屬大

右李依性弱忽然心之勝容玉某玉江府而随安丹

後悔之一旦難殆大石又憂尤速也毛利義弘○六十余
人車者偏依有本才也世浮沈也友尚世日胸奇心勝而忘
進退分別退分去而去者也間乃不義難出山如剛不義
之始終不入負教去毛頑弱之去也濫有家之而去者衆
倍之也竭天靖地難使宇宙神奚乃甚処哉伏希後世
夫惟敬之乎

義士撰右城盟傳並豫讓之事

去程小大石良雄赤穂ヶ城ヶ乃義士殉ヶ死ヶ
馳集ヶ者ヶ数ヶ変じ状ヶ寨ヶ向ヶ江ヶ小播磨ヶ
潜ヶ赤穂ヶ藩ヶ同ヶ浪ヶ祈ヶ与ヶ所ヶ休ハ麻布ヶ
ヶ前原伊助ヶ同府ヶ小豆屋若ヶ赤ヶ名ヶ衆ヶ
仍屋若ヶ赤ヶ柿ヶ屋ヶ扶ヶ愛ヶ人ヶ事ヶ侵ヶ

後小ハ穀物或ハ菜類又或ハ備ヶ夫ヶ
小ヶ呼ヶ入ヶ事ヶ計ヶ前原伊助ハ茶屋ヶ所ヶ赤ヶ名ヶ
文ヶ未ヶ弾ヶ又ハ糸類ヶ変ヶ二人一所小ヶ住小肝腎ヶ
ヶ赤ヶ人文武の義小ヶ好ヶ兵学ヶ才ヶ
ヶ敢ヶ動静ヶ茶屋の中の廣狭ヶ程ヶ知ヶ
歌ヶ門ヶ蔵ヶ小ヶ入事ヶ出ヶ墨小ヶ隠ヶ
小ヶ至ヶ雖ヶ赤ヶ壁の下小ヶ伝ヶ
二ヶ功ヶ小ヶ祈ヶ休ヶ
堂ハ別ヶ議ヶ法ヶ殊ヶ人ヶ国ヶ漆ヶ
ヶ士ヶ法士ヶ勉ヶ義ヶ
孫ヶ仇ヶ親ヶ朋ヶ
ヶ前原家ヶ

の才を讀へしれば文をあらく後世それ大意を略ふ之を
赤城の墨傳序と云ふ文序次ぎ〻に旅ホハ天地
の墨変ぜざる事を孫〻繼よハ日十六人僕を後を
ホ日ありざり事を彰を列侯熟傍して横行を分
をうしを後世自解と云又木村貞彩の跋を形を
傍の奮迫ハ義不義の所別脂を論ぶる事甚ざ
詳なり吏墨傳の書〻前京家房の序を叙〻
祢傍列侯の横行を〻く墨傳の中篇〻木村貞彩の
跋を〻く跋〻次友士序跋は年號を略〻る事を孫
十五壬午十一月の星辰ホあり成ホ此一篇ハ釈〻年余
傑の脳肝を〻べき去れ成ホ純義憤去涙を落し義
と激せざと云事此抑昔時周の末晋の公ホ孫儀〻云

ふあり始め范仲行氏ホ事〻二氏孫儀〻を知る夏殺
後ホ知伯范仲行氏を亡して孫儀を徵て臣〻次知
伯孫儀ガ國を〻事を知く厚く寵を加ふ晋の哀公
四年ホ趙襄子知伯を亡して怒ホ恨こあり〻と称し
て知伯ガ頭を〻く侵弱の墨〻次時ホ孫儀山中ホ逃〻自
殺身して曰ふ俗ホ悼ホ子を知る人の滅ふ夏を〻ふ知び
知伯ガ為ホ讐を復せんと姓名を変じて自傷を襄子ガ
之中ホ入〻備役〻なり剛を塗る孫儀七首を懷ホ
襄子を刺〻と襄子廊ふ入〻きりホ動を怪こ改ば
別孫儀を得〻り襄子ガ臣ホ復して儀を殺さんと云襄
子ガ曰ハ義人なり知伯亡〻後ガ国〻為ホ讐ホ
復せんと是賢人なり〻云〻意ハ為して〻む儀然

来已ど分ホ漆と為り眉毛を落と療疾を佯り炭を吞て聾と啞と成り丐と成く晋陽縣の東の橋の下ホ匿伏く襄子が橋上を過ぎるを覗ふ襄子之を知りて橋ホ就ひ馬敢く進ず襄子曰是ホ豫讓なんと云て之を捜らしむ別豫讓と得られ襄子讓を糾く曰ク汝ハ本范仲行氏ホ事し智伯之を亡し爾を以て臣と為ホ仇を復せざるが如しと雖ホ仇を復せざるが如しと雖ホ仇を復せざるが如しと雖